

人間福祉研究
第1号/1998年度

社会保障のエティモロジー

ふぢ　さわ　ます　お
藤　澤　益　夫

〈要　　旨〉

社会保障ないし福祉社会のように理念としても制度としても成立後まだ歴史が浅く、しかもいまなお展開のしきりな分野については、その実体と機能は日々揺れ動いているに等しい。そこで、社会保障評価の土台を固めるフレームワークのひとつとして、これまで意外におろそかにされてきた社会保障／福祉社会をめぐる基本的な諸用語の生まれ育った経緯を探るエティモロジカルな発生論的考察をあらためて試みた。こうして、現代の福祉概念をささえているキーワードが、社会経済的環境条件の変遷とたがいにからみあいながら、変容を重ね定着してゆく道筋を具体的・沿革的に回顧し追跡することにより、社会保障／福祉社会の現座標にたいする認識の錯綜を整理して、その役割への理解を深め、ひいては将来像の堅実な展望に資そうとするものである。

〈キーワード〉

用語考察の genetic method、厚生／福祉／福利、経済、パブリック・ニューサンス、ミーンズ・テスト、ベヴァリッジ報告、福祉国家、ナショナル・ミニマム、福祉社会、社会保障、ニューディール政策、労働保険／社会保険、保険 vs 保障

I

偉大な孤峯シュムペーター J. A. Schumpeter に、発端をギリシア・ローマの経済思想にとって説きおこした未完の大冊『経済分析の歴史 History of Economic Analysis』がある。この遺著の2箇所にわたって、シュムペーターが指摘し感歎しているところによれば、現代の経済理論を組みたてるとき、独占一般とは区別されて、欠くことのできない本質的なキーワードとして強調されている寡占 oligopoly の概念は、クールノー A. A. Cournot らの近代の経済学者が想いいたるより 300 年以上もむかし、現時点からは 5 世紀近くま

え、つとにトマス・モア Thomas More によって1516年に『ユートピア Utopia』のなかで導入されていて、用字も語義も今日とまったく異なることなく遺われ「その実体を單刀直入に明示している」という¹⁾。広く読みつがれてきた周知の古典のあざやかな所述でありながら、こうした刮目すべきことがらが久しく見逃されてきた理由は、英語社会でもっぱら流布してきたロビンソン Ralph Robynson の1551年英訳本には、ちょうどそこのラテン原典の一条 <quod……si monopolium appollari non potest……certe oligopolium est> が訳し漏らされていたためで、シュムペーターも人に教えられて知ったそうである²⁾。いずれにせよ、ここに片鱗をのぞかせているモアの社会批判の鋭さとたしかさが、『ユートピア』を通り一遍の荒唐な夢物語とせず、後人の精神に大きく豊かな影響をおよぼしたばかりか、ちかごろではグリーンピアだのシートピアだのとイージーなもじりをはびこらせ、果ては生涯学習の催しを軽薄に“まなびピア”と飾ってしたり顔でいるといった、ひどいまがいものを生むほどにもてはやされる所以となったといえよう。

一体に、用語や概念の発生したみなもとを尋ねるエティモロジーには、たんなる好奇心の満足を越えて、事象のもつれをととのえ、しばしば本質と機能の理解を深める側面がある。しかも、ことばはもとより、世のなかの一般的な概念や心理的な観念には歴史性が強く、時世とともに浮動消長し、えてして時好に推されて変質転化するのが普通である。それをしも、きまったく立場、ひとつの時代にとらわれて眺めていると、観察を狭くするあやしさをともなうし、知らず識らず判断をゆがめかねないのである。

その小さな例に、いまでは日常慣用されているありふれたイディオム=社会³⁾をめぐり、かつて愚かしい政事ファルスがまじめに演じられた珍談をあげられる。まさに日中戦争の勃発した1937(昭和12)年7月、第1次近衛内閣が、広田・林両前内閣以来の懸案であつ

1) Schumpeter, Joseph A., *History of Economic Analysis*, edited by Elizabeth B. Schumpeter, 1954, p.208, pp.305–06. 東畑精一訳『経済分析の歴史』1, 1955年, 434ページ; 同2, 1956年, 639–41ページ。

2) *Ibid.*, p.305fn. 邦訳 641ページ。ちなみに、日本でも、明治15(1882)年の井上勤訳『良政府談』以来、ほとんどの邦訳がロビンソン版の重訳であったから、脱漏はつくろわれることなく踏襲されてきた。ただ、近年ようやく様子が変わって、平井正穂の1957年改訳岩波文庫版をみると、ロビンソン訳を底本としながらラテン原典を照合し、とにもかくにも補訂してある——「殆んどすべての羊が【一人の独占するところとなっているとはいえないにしても】少数の金持の独占するところとなっているからです」と。これに平井は訳注をつけて「モアは一人の独占 *monopolium* と少数の人々の独占 *oligopolium* とを対比させている」とモアの原語をぎこちなく示し、文学的な行文では不明確になっている点を埋めあわせる努力をしている。さらに、はじめて原典に直接依拠して訳出した澤田昭夫の1993年改版中公文庫版は——「羊を売っている人はただひとりではないので(販売)独占とは呼べないにしても、寡占があることはたしかだからです」と、訳文ははるかにリファインされて的確になり、しかも寡占というタームは、モアの造語であることをきちんと別に注記してある。

3) society に、明治8(1875)年1月14日付東京日日新聞社説で、それまでは村落の会合を指していた(社会)ということばを充てた人は、principle を主義と訳し、motion picture を活動写真と命名したジャーナリストの草分け桜痴福地源一郎であった(広田栄太郎『近代訳語考』1969年, 315ページ参照)。

た内務省衛生・社会両局、通信省簡易保険局などを改組統合した新省創設を閣議決定したさい、設置要綱では省名に〈保健社会〉と冠する予定であった。ところが「当時の国内情勢から“社会”という文字を不穏当とする意見」、つまり“社会”にはソーシャリズムの臭いがするとの時流の圧迫が大きな理由となって退けられ、現行の厚生省という名称にあらためられて翌38年1月発足した顛末がある⁴⁾。重苦しくヒステリックな時勢のしからしめるところとはいえ、この茶番劇には第2幕がつづいていた。明治このかた、生活困窮の救済保護にあたる社会的な施策や活動は、公知のように総括的に社会事業の呼称をもって認知されてきていた。それが、戦時下国民生活の緊迫をうけて対策の強化がはかられ、制度の範囲と内容を拡充して厚生事業に衣更えすることがはやったときにも、その強い伏流に、ここでも“社会”は階級闘争や社会革命を連想させるというかたくなで浅はかな誹謗への配慮があった⁵⁾。——念のため蛇足をそえると、這般の空騒ぎは社会や厚生の意味に左右の色合いをつけるものでもなければ、いずれの呼び名を採ったところで問題の省庁あるいは事業の役割を本質的には高下するものでもない。わたくし一己の好みでいうと、いかつくあからさまな衛生／保健／社会などよりも深みと含みのある厚生⁶⁾を支持するし、最近の行政改革に働き動かされて、それが不細工無神経な改称をうけようとしていることを名称にかぎっては惜しいと思う。むしろ、一連の騒ぎが喚起する当面の教訓はほかにある。事象の考察にあたっては、ものごとの起源と機能の見きわめをひとまず切り離さねばならず、それをなおざりにして直線的説明方法を安易に適用すると、特有の発生論的虚偽genetic fallacyに嵌まりやすくアナクロニズムに陥るということであろう。

4) 新省創設を推進した勢力のうち、陸軍省は「国民体力の向上を図るため」衛生省案を、首相と内務省は「社会政策的施策をより重視して」社会保健省案を主張したが、結局、1937年12月、双方を折衷して保健社会省とした案が枢密院に諮詢された。しかし、この省名では、社会の語が不穏当、他省名なみに2文字とすべし、保健と保険の混同の虞れありなどの理由のもと、別途に『書經』に出典をもとめた〈厚生〉が採用された（厚生省編『厚生省五十年史／記述編』1988年、341-43ページ）。この改名案の提言者は、法制通・教育通と目されていた元台湾総督・通信相で前年枢密院顧問官に就いた南弘であったという（吉田久一『改訂日本社会事業の歴史』1966年、275ページ）。ここで、厚生の原拠になった一行は『書經／虞書／大禹謨第三』「徳惟善政 政在養民……正徳利用 厚生惟和 徳は惟[こ]れまつりごとを善くす まつりごとは民を養うに在り……徳を正しうして用を利し [必需品の入手や使用を便利にし] 生を厚うしてこれ和す」である。

5) 塚本・浦辺・大塚・孝橋編『社会福祉事業辞典』1966年、2ページ。

6) むかしは、この厚生という成語は単独で用いられるよりも、もうひとつの利用という成語と複合したイデオム〈利用厚生〉のかたちにまとめて慣用されていた。利用【道具を作り物品を流通させる】と厚生【生活を向上させる】を組みあわせたフレーズの内容を意識した本来的な厚生の用例として、いま思いつくものに、江戸後期、蕃書調所の大事業であった欧州系百科事典の初訳『厚生新編』がある。訳業を文化8(1811)年に開始し弘化3(1846)年中絶しておわった『厚生新編』全70巻は、フランスのショメル M. Noël Chomel が1709年に著した『日用百科事典 Agronome français dictionnaire économique』の、デ・シャルモ J.A. de Chalmot による増訂蘭訳『Huischou delijk woordenboek』の1718年再版8冊本の抄訳であった。

どのみち、概念や理念の形成を外来タームの移入に頼ることの多いわが国のはあい、そのことばが一定の社会環境のもとで紡ぎだされてきた背景や推移を十分には反映摂取しがたく、いうなれば オポチュニスティックに原語のもつ内包の一断面をときに応じて邦語に転じ——そのうえ、違う単語は、中国文化を受けついでそれなりに熟した成語の流用あるいは漢字の合成なので、状況を余計曖昧にしながら——能事おわれりとする傾きを生じてきた。とりわけそれが目だつのは *welfare* のケースである。厚生／福祉／福利が入りまじって個々に応対して、*welfare economics* はたまたま厚生経済学となり、*welfare state* はそぞろに福祉国家となる。厚生の本義は民生を豊かにする意味であり、福祉は福も祉もさいわい・しあわせのことである。となると、厚生国家と称えるのではなく、あえて福祉国家＝幸福な統治機構と標榜するからには、そのこころざすところは、為政者にとってのさいわいなのか、市民のしあわせか、なかみをよほどしっかりたしかめねば、愚民政策のもと *fool's paradise* が栄えてしまうと気を回すのはあなぐりすぎであろうか。

厚生／福祉／福利の既成 3 熟語の意味がひろがり現在の語義を獲得していった順序は、福利が先行して、明治のすえから大正のはじめ、それが、家父長的な恩恵情誼色をやっと薄めた産業による副次的労働条件への用意を表象してちらほら現れてきた⁷⁾。やや後れて厚生が、まず大正と昭和の交、ケンブリッジ学派の *welfare* 概念⁸⁾の訳語として学術の世界で定着し、ややあって戦時下で理不尽に排斥された社会の文字に代替する無難な称呼に流用され、平生の通りことばに遣い慣らされてゆく機縁をなしたことはすでにみた。他方で、福祉が、生活の福祉・国民の福祉という文脈をとって公私の文書にしきりに登場しあじめたのも、厚生の日常語への進出とほぼ同期同質の現象であったが、なにかにつけて福祉が頻用——ときに乱用され、広く国民生活の向上充実をめざす社会的姿勢を顯示する表現になったのは、どちらかといえば第 2 次大戦後に属している。その契機として、

7) この情勢をうけて、状況と性格を変えつつあった企業内福利施設が系統的に考察されはじめたきっかけをなしたものは、大正 6(1917)年の『経済論叢』5巻 1 号に発表された山本美越乃の論考「所謂 “Welfare Work” (労働階級ノ幸福増進問題) ニ就キテ」にあり、こののち *welfare work* を広義の福祉事業一般の方ではなく、狭義の福利施設ととらえた論文・調査が継起てくる(大塚一朗『工場内福利施設に関する研究』1938年, 1ページ)。

8) 厚生 *welfare* を明示的な価値前提に置いた経済学体系をあらたに提起した中心人物は、いうまでもなくマーシャル A. Marshall の篤実な後継者・ケインズ J. M. Keynes の巖師ピグー Arthur Cecil Pigou であって、その主著 *The Economics of Welfare*, 1st ed. 1920 公刊をもって厚生経済学成立の画期と評価しない人はいないのに、ピグーによる経済学転回の第一動が、すでにかれ 35 歳のときの労作 *Wealth and Welfare*, 1912 にあったことをいう人は逆にきわめて少ない。ピグーの厚生概念の唱道は、通説を 20 年近くさかのばらせねばならない。けだし、前著『富と厚生』は、ただのちの『厚生経済学』のプロトタイプをなしたばかりではなく、タイトルである『富と厚生』自体が、いわばアダム・スミス Adam Smith 以来の古典学派の伝統であった富の経済学=経済社会の法則と功利主義的調和発展の探究から、ミル John Stuart Mill らに胎動のみられる厚生の経済学=望ましい経済社会の構築へと理論の重心を移行させる意図を明白直截に表明しているのである。

永いあいだ社会事業の名のもとに展開されてきた諸制度が旧来の局所性・救護性を拭って出なおすため、戦後すぐ福祉思想を吸収して社会福祉へと脱皮再生し、イギリスの social services、アメリカの social welfare に対応していったこと、また、もっと一般的で強力な浸透効果をあげたできごとに、戦後の国家理念再構築の目標に福祉国家がかかげられ、このタームの印象をあらためて鮮明にしたことなどが、福祉の用語普及の大きな背景となつた事情はいまさら噓々するまでもない。

さらに、その後のなりゆきのなかで厚生は抽象領域を、福祉は具体領域をうけもつ氣分が醸されて、たとえば、訳名の先行した厚生経済学はいつしか基礎理論を、後れて名づけられて字義のうわべでは識別のつけにくい福祉経済学⁹⁾は政策理論を表わすようになつた。この流れにしたがつて、わたくしとて、厚生の増大はピグー Pigou 命題やパレート Pareto 効率を想起するし、福祉の増進は制度の拡充、施策の展開をイメージしてしまう。またさらに、福祉と福利のあいだにも語義・語感のテリトリーに違いがでてきて、同じ welfare facilities を訳すばあいでも、福祉施設とすれば、通常は広く朝野のソーシャルサービスシステムを示すのにたいして、根はひとつなのに、福利施設というと、おもに企業のフリンジベネフィット¹⁰⁾を特定して指すことになる。福利とは幸福と利益をあわせたものであるから、個別企業内=雇用関係内の制度については、原義に照らしてみると福祉を充てるよりも福利の方が適している。この被用者への付加給付の呼び方で少々気になる点がまだある。それは、福利そのものの意義拡張のころからほどなく、存在をいつそうきわだたせるためか、ことさらに同義を重ねて福利厚生とか厚生福利とか——このうち福利厚生が支配的ないいまわしになったが——おしなべて重言疊語のかたちをとる習いを生んだことである¹¹⁾。

9) 福祉経済学というまぎらわしい新合成語が市民権をえた手始めは、1960年代なかば、公明党のポビュラリティをもとめた提唱『福祉経済への道：1 福祉経済論の成立』1965年以下全4冊のシリーズ刊行以来であったと憶えているが、詳しくは後考にゆずる。少なくとも、一般の著述のタイトルにこれがたびたびうたわれだしたのは、『季刊現代経済／特集・福祉経済学の新構成』1973年に例をみるように、70年代はじめであった。

10) フリンジベネフィット fringe benefits は、もちろん基本賃銀に付加されるもろもろの給与を意味して、補足賃銀 wage supplements のことをいう。このタームの起りは、第2次大戦中、アメリカの全国戦時労働局 the National War Labor Board が fringe issues という概念を導入して福利問題をあつかったことに発して、やがていまの用語に落ち着いていった経緯をもつ (Lanham, Elizabeth, *Administration of Wages and Salaries*, 1963, p.368. なお、有泉亨監修『社会保険事典』1968年,104ページ注34参照)。

11) 法律の文言でも語法と語順はまちまちであって、労働組合法では「厚生資金又は……福利その他の基金」(2・7条)と記し、厚生と福祉が別に並立するごとくであるのに、地方公務員法では「厚生福利制度」(8・42条)といい、また、社会福祉事業法では「福利厚生センター」ないし「事業従事者の福利厚生」(70条)と呼んで、疊語の形式——それも前後の入れ替わった重言表現をとっている。思うに、傾向として福利は双務的な共済関係制度を、厚生はその他の片務的な制度を指しているようである。ところで、憲法前文において

ときとして、訳語が原語の境域を超えて働き、怪我の功名を起こすこともある。ギリシア古典語の *oiconomía* は、元来が狭く家計の管理＝家政を示し、また家政の要点は冗費を節するにあるから節約をも含んでいたが、すぐに都市国家ポリスの経営術をつつみこんでゆき、そこから派生したヨーロッパ語の英 *economy*／独 *Ökonomie*／仏 *économies*／伊 *economia* 等々は、のちの社会の発展にともない、しだいに財貨の生産・分配・消費活動についての社会関係を意味するようになった。それを国語に移したとき、すでに江戸中期より富国興業政策を説く重商主義的経世思想を包摂するまでに、ことばの外延を独自にひろげてきていた〈経済〉が、そのまま即応した¹²⁾。遅行して一部で遺わざれ終始傍流におわり、いまは廃れたに等しい〈理財〉もその訳語にくわわっていた。理財とは、財貨を治めととのえて有利に運用する意なので、*oiconomía* の原義とストレートに照応してい

て、国政の「福利は国民がこれを享受する」とあるけれど、このときの福利に対応する元来の英文憲法の原語は *benefit* なので、いまとりあげている *welfare* の福利／厚生とは異なる。それはそれとして、日本の企業内共済は、古くは救済制度あるいは扶助制度などと呼ばれていたが、その総称が変わって、はじめはシンプルに福利へ、のちに福利厚生の疊語波及へと移っていった時期は、おおむね大正期から昭和初期にかけて、制度の慈恵性が退いていった過程のようにみうけられる（拙著『社会保障の発展構造／Ⅲ戦前期企業内共済制度の位置と役割』1997年参照）。

12) 管見にはいった中国古典のなかの経済の用例は、世を経〔おさ〕める=経世と民を済〔すぐ〕う=済民を合わせた本来の4字熟語に近いすがたを示す一例に、晋の葛洪『抱朴子／外編』「経世済俗之器」があり、経済と簡約している例には、隋の王通『文中子』「是其家伝七世矣 皆有経済之道 これその家の伝うる七世にして みな経済の道あり」、盛唐の杜甫『杜少陵詩集／卷二十二／上水遣懷』「古來経済才 何事独罕有 古來経済の才 なにごとぞ独り有ること罕〔ま〕れなるや」、南宋の朱熹『朱子文集／卷四感懷』「経済夙所尚 隠淪非素期 経済〔治世の衝にあたること〕はつとに尚〔ねが〕うところ 隠れ淪〔しず〕むはかねての期〔のぞみ〕にあらず」などがある。

この治国良政一般を意味した“経済”が、日本の近世幕藩制社会の進展につれて、語意を殖産興国に移していく跡をおぼろげながらたどることができる。『國書總目録』と『古典籍総合目録』に拾われている書名に〈経済〉をかけた古籍60点余のうち、政論だけに終始せず、あきらかに産業論への転義の方向をはらむものは、江戸中期の荻生徂徠（一説に太宰春台）『経済総論』を先頭にして3割ほどであり、それらの大半が化政期に集中して著されている。時代がくだるほど判然となる転義の進みぐあいをみると、たとえば、徂徠学派の政治経済論を総括する位置にあって、享保14（1729）年の序をもつ春台の代表作『経済錄』は、内容の一部に物価調整策=平準法などに触れているとはいえ、まだ伝統的経国済民の王道政治を骨格に体制改革を論評するにとどまる。統論の『経済錄拾遺』も、藩専売を提案して、部分的に同門の後輩、重商主義者海保青陵をさきがけてはいても、実質は法政論・制度論の域をでていない。それが享和・文化度の青陵になると、商品経済の発展をはっきり認識し評価する青陵は、「ウリカヒ〔売り買い〕の理」を社会関係の底にすえ、君臣関係も取引関係と観じて、藩営商業を富國の基本に置くなど、日本のマーカンティリストの面目を十二分に發揮し、多作であったその著述にみずから経済と銘うたったものも、少数ながら文化中期の『経済錄』・『経済話』がみられるようになる。その勢いはつづいて、たとえば江戸後期・文政10（1827）年成立の佐藤信淵『経済要録』ともなると、ほぼ全編を殖産興業政策の展開に投じていて、そこでの経済はいまとおおむね同義に近似してきている。結局、西方の概念エコノミーに直接結びつけることを意識して経済の語をタイトルに用いた著作の初例は、どうやら、当時、幕府開成所教授職並・のち明治官僚、神田孝平がウィリアム・イリスの英書を訳した慶應3（1867）年刊の『経済小学／〔別名〕西洋経済小学』であったらしい——原著者イリスは、幕末維新期にイギリス外交官・医師として在日し、戊辰戦役の戦陣医療に尽力した著名なウィリアム・イリス William Willis とはむろん別人であろうが、くわしくは未考。

るし、また、もうひとつの含意である節約をもすなおに取りこんでいる¹³⁾。これにたいして、むろん東洋儒道の本領を示す成語=経世済民の省略形である経済は、もともと経緯の要諦を示していても、西方語が内蔵している財務管財の意味からはなにほどにかへだたっている。しかし、理財がミクロに財貨をめぐる個別行動へかたよるきらいがあるのにくらべて、経済はマクロに社会全体の動きをとらえる勢いを強くもついて、その治世理民の巨視的茫漠さが、かえって西方育ちのエコノミー語族に比してもはるかにまさって、近現代の生産・消費関係の高度化状況を弾力的・積極的に映しだせる下地になっていよう。

II

「トラデュトレ traduttore はトラディトーレ traditore だ」を、翻訳者は裏切り者だと平凡に訳すと、イタリアの活き活きした成句のもつムードや切れ味はほとんど抜けて、それこそ糟粕だけをなめてしまう。翻訳者は反逆者だといい直しても、調子は近づきはあるが、肝心の趣旨の通りがいささか悪くなる。そもそも発想も感性も違う風土の生んだことばを、短兵急によその言語に置きかえれば、そこに多かれ少なかれ食い違いやすれることは避けられない。ヒルティ Carl Hilty も断言している——「完全により翻訳はありえない」。そして、さきの経済の例のように原語よりも訳語の構えが広く弾力に富むことはまずめずらしく、普通は逆に、原意の一部を切りとるのがせいぜいになる。

和訳が含意をやせ細らせてしまった適例に、〈公害 public nuisance〉という中途半端なことばがみられる——これでは分かちがたく関連する語群 private nuisance、mixed nuisance は、順序からすると私害、混合害となるはずだが、要領をえなくなる一方である。nuisance を直訳体で不法妨害と置き、逐一、公的、私的、混合とかぶせれば少しはましになっても、生硬で耳障りなことに変わりない。ともあれ公害について、パブリックに公=おおやけを充てるおかしさは措いても、この漢語の表面の意味は不特定の公衆がこうむる妨害・不利益だから、そこからは問題の核心である発生源としての企業活動あるいは集団・個人の経済活動の非社会性・外部不経済性を直撃する感じは、無媒介にはでてこない。それがあらぬか、世上、公害の垂れ流しという表現をよくみるけれど、ただに下品

13) 理財の出處は、『易經／繫辭下伝』の「理財正辞 禁民為非曰義 財を理(おさ)め辞を正し 民の非を為すを禁ずるを義と曰う」である。表題に理財をうたう江戸期の国書に筆者・成立とも未詳の財務論『理財局通三口分〔さんくぶん〕控』一冊があるという。現義での用例は、知るかぎり少なく新しい。明治11(1878)年、大蔵権少書記官小菅揆一が、明治維新以来の経済政策を広く事項別に編纂した『理財稽蹟』はその少数例のひとつである。なお、慶應義塾が大学部理財科を設置したのは、明治23(1890)年初であった。

なののみか、由来、垂れ流しには無自覚・無意識の所業であるおもむきがはつきり含まれているため、告発されるまでの責任が、告発者自身の手で軽んじられ阻却されてしまいかねないことを承知で遺っているのだろうか。

同じことばが、ときとところ、また人によって与えるイメージやニュアンスはそれぞれである。nuisance にせよ、公衆衛生思想の形成期、伝染病発生源とつきとめられた腐敗物の堆積がそれと呼ばれたように事物をいうだけでなく、また人事にもあてはめられて、俗に「Frankly, he is a nuisance. いらっしゃ悪いけど、あいつは鼻つまみですよ」などと遣われる。歴史主義による語義解説で鳴る *OED* には、1732年のスヴィフト Jonathan Swift 『説教集 *The Sermon Works*』の「賢いのに知恵を貸さず……貧しいからとて労力も貸さない連中は、共同体にとってどうしようもない足手まとい perfect nuisances in a commonwealth である」という例文が引いてある¹⁴⁾。わたくしのばあいには、パブリック・ニューサンスと聞けば、いわゆる公害とは別のスヴィフト的な足手まとい系統の印象として、エリザベス朝以来の、とくに劣等処遇原則を徹底したヴィクトリア期救貧体系がまずもって意識されてくる。産業社会興隆の時代には、社会の底辺に沈殿した貧民群が、まさに〈公共のお荷物・社会の厄介者〉とみなされたのであった¹⁵⁾。マルサス Thomas Robert Malthus のパラダイムに支配されていた当時の救貧政策の基本姿勢は、この邪魔者である貧民を社会の管理下に抑えこみ、おおぎょうにいうと経済の鞭にくわえて救貧法の鞭を振るおうとしたところにあった¹⁶⁾。それゆえ、救貧法は頑固に抑圧的な性格を保ち、その救済はしばしば、働く能力のあるかぎり救貧院での労役の懲罰と引き替えでしか与えられなかつたのである。したがって、貧民救済に貧民管理が織りこまれている the Poor Law の訳語には、救貧法と充てるよりも愚直に貧民法とする方がふさう面がある。

こうした流れを背景に置かなければ、やがてビアトリス・ウェップ Beatrice Webb が救貧法解体を容赦なく主張することになった1905–09年勅命救貧法委員会の審議過程で、貧窮者を敵視し局限的救貧医療にこだわる旧派の証言を聴いているうちに「不意に直観がひらめいた……なすべきことは正反対の態度をとることであつて……まったくのところ病気の方を、一般社会のために抑止すべき公害 as a public nuisance と考えて対処すること

14) *The Oxford English Dictionary*, 2nd ed., Vol.X, 1989.

15) 1930年代前半の労働党首ランズベリーが、下院議員になるまえの1892年、ロンドン・イーストエンドのボーラー地域連合救貧区総合労役場=救貧院 workhouse を視察したとき、「そこの職員たちは男も女も、[老幼、有病障害など一切かまわずいっしょに追い込んだ] 被収容者を厄介者視 as a nuisance して、実際にもむごくあしらっていた」(Lansbury, George, *My Life*, 1928, pp.135–36, quoted in Schweinitz, Karl de, *England's Road to Social Security*, 1943, p.158)。

16) Bruce, Maurise, *The Coming of the Welfare State*, 1961, pp.26ff.

である」（1906年7月17日付日記）と悟ったできごと¹⁷⁾——パブリック・ニューサンスの通念をあざやかに逆転して、視点もあらたに公共保健サービス理念に想到し、それを起点として〈ナショナル・ミニマム the National Minimum〉のドクトリン¹⁸⁾を育てていった大事なターニングポイント——その転機への理解は、画期的な重みをつぶさにうけとめえず、むざむざと皮相をなでおわるであろう。ともあれ、同じパブリック・ニューサンスの名において、むかし貧民、いま産業の有害物排出がとらえられ、かたちこそ違え本質は等しい“社会にたいする妨げ”をいつも切りすぐて投げだしながら、むかしもいまも産業の活動が展開されているのである。わが国での公害論議が、この歴史のつながりの広さと厚さにたいする認識をまったく欠くのは、それが一顧だに値せぬわたくしの僻見のせいではないなら、問題の一角だけが公害という舌足らずの日本語表現によっていきなり移入されたことに原因の一端をもとめねばならない。

救貧法に触れたついでにいえば、救貧法の過去から公的扶助の現在まで保護の補足性をつらぬく手段になっている〈ミーンズ・テスト means test〉を、通例、資産調査とか所得調査と呼んでいるが、ミーンズはプロパティとインカムの類概念であって、資産でも所得でも相応せず、ストックとフローの両方をいちどにカヴァーするには“資力”とでもしなければならない。それを視角にいれて、生活保護法29条は「資産及び収入」、老人福祉法36条は「資産又は収入」と不器用に併記している。もっとも資産については、活用の要求を厳格にすると不公平を増すので、収入捕捉へと審査の範囲が移っているのはときのいきおいであり、立法が後年になると“及び”が“又は”へ変わってきている。

歴史の曲折をくぐりステップを積みかさねて転義拡張してきたタームばかりではない。近来の社会保障とじかにかかわる新しいタームの成立と、その周辺の事情をめぐっても様相は等しい。社会保障についても福祉社会についても、わずか半世紀余のあいだにイデーが、ヴィジョンを盛りこんだ目的概念から安定した実体概念へ転化結実してきた社会的な要因と経路を見さだめることは、そのレーザンデートルを把握するうえで、軽視できない作業となる。

1942年末、ベヴァリッジ William Henry Beveridge が——その姓の初綴の発音をわが国の文献や事典は間々ビ [bi] と讀んでいるけれど、正しくはベ [be] であると本人が明

17) Webb, Beatrice, *Our Partnership*, 1948, p.348.

18) 福祉国家観をみちびく基盤となったナショナル・ミニマム理念の形成と展開の系譜、そしてまた、その社会経済理論的評価については、前掲拙著『発展構造／I ナショナル・ミニマムの思想と政策』参照。また、ときどきみられるシビル・ミニマムは、昭和42(1967)年、美濃部都政がかかけた和製英語であって、地方レベルのミニマム政策を訴えるための窮屈の表現であった。けだし、全国／全域を指すナショナルは称えられず、かといってローカル・ミニマムではいかにも迫力に欠ける事情が働いたのであろう。

言している¹⁹⁾——かれの名をもって略称される有名な『社会保険および関連諸事業：ベヴァリッジ報告 *Social Insurance and Allied Services, Reported by Sir William Beveridge*』第Ⅰ部の冒頭で、戦後再建の途をはばむ社会的諸害悪を列挙して〈5匹の巨人 five giants〉に擬し、おののを窮乏 Want・疾病 Disease・無知 Ignorance・陋巷 Squalor・遊休 Idleness と名ざしたことと、この悪鬼たちを打倒する実行可能で不可欠な手段として、「社会進歩をめざす包括的な政策」=所得保障以下の広範な福祉諸政策の全面的再編強化を熱烈に官民にアピールしたことは、よく知られている²⁰⁾。ことさら比喩を藉りて現代社会が克服すべき禍源を強調したベヴァリッジのねらいが、ただ理解の便をはかるためにすぎないものなら、その鬼退治嘶は、はなはだ稚拙な児戯に類するであろう。いかにもこの巨人寓話を敬遠する論者も少なくないようである。

しかしながら、忘れてならないことは、ギリシア・ローマ神話や旧約聖書の世界にはぐくまれ、巨人を恐怖や邪悪の象徴とみなすヨーロッパの精神風土である。英 Giant／独 Gigant／仏 Géant／伊 Gigante などの語源は、ギリシア神話の巨人一族ギガンテス Gigantes である。かれらは、天空ウラノスから大地ガイアへ血がしたたって生まれた猛々しい半人半蛇の怪物種族で——なかには地面に横たわると 9 エーカー=1 万余坪もふさいだ鬼神もいたが、ゼウスを頂くオリュムポスの神々と霸権を激しく争ったすえ滅びたことになっている。このヘラクレスも助勢したギガントマキア=巨人との激戦は古代より美術のモティーフにしばしば選ばれ、伝承をポピュラーにしている²¹⁾。また、『旧約』に登場する巨人、身の丈 6 キュビト半=3 メートル半もあるペリシテびとの歴戦の巨漢「ガテのゴリアテと名づくる挑戦者」を、少年ダビデが「投石索と石をもて」倒した伝説は、いまさら冗語を費やすまでもない²²⁾。

19) ベヴァリッジが第2報告書に準じた *Full Employment in a Free Society*, 1944 の訳者井出生氏は著者に問い合わせて、その姓は [bevəridz] と読むとの回答をえている（邦訳『自由社会における完全雇用／上』1951年, 11ページ）。当人に姓名の発音をたしかめてあることを特色にしている BBC Pronouncing Dictionary of British Names, 1971 などももちろん同様である。外国語の表音をどのように片仮名書きしたところで正確ではありえないが、近づける努力は払わねばなるまい。

20) *Social Insurance and Allied Services, Reported by Sir William Beveridge, Presented to Parliament by Command of His Majesty, November 1942*, HMSO., Cmd.6404, 1942, par.8. 山田雄三監訳『ベヴァリジ報告：社会保険および関連サービス』1969年, 5-6ページ——この訳書にかぎらず、引用は訳文によらないことが多い。

21) Cf. Grant, Michael and Hazel, John, *Gods and Mortals in Classical Mythology*, 1973, also cf. Bulfinch, Thomas, *The Age of Fable : The Beauties of Mythology*, 1855 (佐渡谷重信訳『ギリシア神話と英雄伝説』[講談社学術文庫] 上, 1995年) 参照。

22) 『旧約聖書〔文語訳〕／サムエル前書』17章。ベヴァリッジ自身が、1943年2月25日ナショナルギャラリーで催されたイギリス再建展開会式辞のなかで、かれのいわゆる悪鬼をなぞらえていう「That giant Squalor is a formidable giant — far harder to attack than Want—a true Goliath. かの巨人=陋巷こそは手ごわい大鬼で——難攻不落なことにかけて窮乏を数段しのぎ——さながらゴリアテの再来を思わせます」(Beveridge, *The Pillars of Security*, 1943, Ch.16 : Four Stones for Goliath Squalor, p.167)。

さらに、『旧約』には、巨人族レパームびと最後の生き残りで——遺っていた鉄寝台のサイズは丈9キュビト・幅4キュビトあった——バシヤンの王オグとその民を、モーセの率いるイスラエルびとが殲滅した戦いもでてくるし²³⁾、モーセがカナン侵攻を準備したとき、イスラエル斥候隊が「我儕は自ら見るに蝗のごとくまた彼らにも然みなされたり」と恐れた巨人アナクびともいた²⁴⁾。こうした遠景を負って、ベヴァリッジの喻えが発想されたのである。

おまけに、ひと時代まえのイギリスの人々にとって、闇から光への途上に立ちはだかる巨人といえば、ただちに想いおこしたはずの物語がもうひとつある。それは、かれらが聖書とならんでなじんできたジョン・バニヤン John Bunyan の寓意小説『天路歴程 The Pilgrim's Progress』におけるアレゴリーである。わたくしには、この度外れに素朴で一途なピューリタニズム信仰談の卒読は、倦怠と疲労しか残さなかつたけれど、第1部の主人公クリスチヤンが天国への巡礼の中でつぎつぎに遭遇する苦難のなかに、破壊者を意味する聖書以来の悪霊アポルオン Apollyon に襲われたり、道連れホウプフルとともに、名を絶望 Despair という巨人に捕まり疑惑の城の土牢で責め苦をうける道話がある。

『歴程』第2部での妻クリスティアナとこどもたちの巡礼記になると、でくわす巨人は増えて Bloody-Man、Malle、Slay-Good の3匹となり、Despair も鬼女房を引きつれて再登場する²⁵⁾。ハーゲンバック W. Hagenbuch も指摘するとおり、ベヴァリッジの巨人たちには、それらの影が色濃く落ちている²⁶⁾。こうしてみると、第2次大戦のまさにイギリスが苦境の底にあった時期に、社会保障計画を巨人征伐に見たてて公表したベヴァリッジの切実な願望——対ファシズム戦争の意義を訴え戦意高揚をくわだてながら、戦後の

23) 『旧約／申命書』3章。

24) 『旧約／民数紀略』13章。

25) Bunyan, John, *The Pilgrim's Progress*, Part I, 1678 ; Part II, 1685. 竹友藻風訳『天路歴程』[岩波文庫]第一部, 1951年, 136-39, 235-44ページ；同第二部, 1953年, 107-08, 155-57, 198-99, 227-28ページ。

26) Hagenbuch, Walter, *Social Economics*, 1958, p.254. 英語圏では常識にすぎないためか、ベヴァリッジの巨人の比喩とバニヤンの寓話のかかわりをことさらいう人はごく少なく、書名を失念したもう1例をみかけたのみである。なお、ハーゲンバックの本書には、和訳として友永育雄訳『社会経済学』1967年のあることは承知しているものの、なにしろ、固有名詞についてみただけでも、その大きな離れ技は、たとえば Great Britain／大ブリテン島＝イングランド＋ウェールズ＋スコットランド／通俗的にはイギリス本土を訳して、ことともあろうにかつて世界中に散在した広大な植民地・保護領全体を含んで呼んだ1931年までの古い総称＝大英帝国 British Empire とすべての箇所で取り違えるという偉業を果たして、その結果、“Has Poverty in Great Britain been cured?” という章名には「大英帝国において貧乏は救済されたか」と、時制もかまわず、そんな珍事が起こりえたはずのないすさまじい時代錯誤の迷訳をつけ、小さな芸当は、たとえばピルグリム信託財団 the Pilgrim Trust を律儀に流浪者信託とする妙技を披露している。したがって、たとえば less eligibility 劣等待遇／劣位性になるとどうにも手に負えなかつたらしく、適格者を少なくする主義と迷走してしまう。かくて友永訳は、固有名詞はもとより史実、制度、文物、字義、構文、時制と挙げればきりなく、おおげさにいうとページごとに大小幾多の誤解誤訳を盛り沢山にちりばめた独特の労作になっている。

理想社会へいたる道程の重要な第一歩である社会保障の実像を、通俗に傾いても鮮明に示そうとした意図が浮彫りにされてくる。

ベヴァリッジの自伝『強制と説得 *Power and Influence*』によると、かれが5巨人の活喩をはじめて着想したのは、復興相ジャヴィット Sir William Jowitt の設けた諮問委員会に委員として出席していた1942年6月の会議の席上でのことであり、世間に初披露したのは、翌7月30日の機械工業協会での雇用維持をテーマにした講演のときであったという²⁷⁾。この卑近な寓話のレトリックを活用して、ベヴァリッジが繰りひろげた構図では、5匹の悪鬼のうち、先鋒の巨人〈窮乏〉がもっとも攻めやすい障害であり、それにもっぱら対抗する武器は「完備した社会保険」＝所得保障であると指定されて、以下順に、〈疾病〉にたいしては「包括的保健およびリハビリテーション・サービス」＝のちの国民保健サービス＝医療保障が／〈無知〉にたいしては児童手当と教育制度が／〈陋巷〉にたいしては産業再配置と都市・地域計画、住宅対策が／〈遊休〉にたいしては雇用維持政策が、それぞれ並行して用意されねばならず、巨人の群れに挑むこれらプロジェクトがたがいに呼応し政策効果を補完しあってこそ、はじめて福祉国家への前途が開けると想定されていた²⁸⁾。

『ベヴァリッジ報告』自体の主題は、窮乏よりの解放をめざす総合社会保険制度の全国民適用計画立案に絞られていて、ほとんどの紙幅がその詳細な施策と手順の検討に向かっている。そのため、関連制度への言及は簡潔になり、メインの所得保障展開と唇歯輔車の関係にある政策前提として、さすがにA：児童手当、B：保健サービス、C：雇用維持の重要性は処々で力説してあるものの、その他の政策については筆を極力抑えていることが多い。かなりの大冊になった『報告』本論において、5匹の巨人を明示して叙説した箇所は序論と結論の2箇所にとどまる²⁹⁾。5人の性格が個々に解説されて、対抗策が積極的・具体的に提示された場所は、むしろ『報告』提出前後の時論や講演、とくに42年12月6日のオックスフォードでの講演『新生イギリス New Britain』のなかであって、それらは、ベヴァリッジの戦時評論講演集『保障の柱石 *The Pillars of Security*』に纂められている³⁰⁾。

ここで注意すべきは、Squalor と Idleness のふたつのことばに託された格別な意味で

27) Beveridge, *Power and Influence, An Autobiography*, 1953, p.312. 伊部英男訳『ベヴァリッジ回顧録：強制と説得』1975年、394ページ——訳書では、Jowitt をジョウイットと讀んでいるが、前掲 BBC 辞典によると、ジャヴィットである。また、42年7月の機械工業協会講演録は、ditto, *The Pillars, op. cit.*, Ch.5 : Maintenance of Employment, pp.41ff. に収められている。

28・29) *The Beveridge Report, op. cit.*, pars.8, 456. 邦訳 5-6, 263-64ページ。

30) Ditto, *The Pillars, op. cit.*, pp.42-44, esp. see, Ch.9 : New Britain, pp.81ff.

ある。迂闊なのか散漫なのか、一部の訳例のように Squalor を不潔ならまだしも、卑劣と勝手気骨にうけとったり、Idleness を怠惰／安逸と後生楽に解しては、ベヴァリッジのせっかくの平明な表現の工夫がむなしくなってしまう³¹⁾——そもそも卑劣や怠惰を撲滅する武器には、社会保障などはどうにも性格的に不向きで、鞭の方がずっと有効かつ安直であろう。Squalor を相手どって、ベヴァリッジの差しむけた制圧手段が都市地域計画・住宅政策であったことに徴すれば、Squalor とは、不潔でも意が十分にはとどかず、少々耳遠くとも陋巷とか陋屋、つまり劣悪な居住・生活環境をいうとわきまえるべきである³²⁾。同様にして、Idleness を怠惰と手抜きの訳をつけては見当がはずれてくる。この5匹目の巨人を、ベヴァリッジ本人の著作でも³³⁾、夫人ジャネットの撰んだベヴァリッジ評伝でも³⁴⁾、しばしば Unemployment と呼びかえている。Idleness は、雇用政策の対象となる労働の能力と意思をもったうえでのいやいやながらの無為なのであって、要するに失業のことである。しかし、日本語の失業は、人=労働者の状態だけを表わしていて、物=資本・資源の状況をとり逃がしてしまうから、私見では、人と物の両方を一語でカヴァーできる訳語として、経営学などでいう idle asset 遊休資産とか idle balance 遊休残高の用語法にならって〈遊休〉と訳したい。思うに、遊休資本を idle capital とも unemployed capital とも記すように、もともと idleness と unemployment の流用は、けっして特殊ベヴァリッジ的語法ではなく、それほど慣用されていなくとも、すでにあることは遺いないのである。

——ちなみに『ベヴァリッジリポート』をめぐっては、衆知のその本論 Cmd.6404 のほかに、付録Gの「各種団体の提出した覚書」が大部のぼるため、別冊 Cmd.6405 として公刊されていることに触れる人は、まったくといってよいほどみたことがない。

31) 的はずれの卑劣・怠惰を充てた悪例は、前注26に指摘した『友永訳』245ページ。不潔や無為の直訳例は枚挙にいとまなく、いわば定訳に等しいほど流布している。

32) ベヴァリッジは「By Squalor I mean the conditions under which so many people are forced to live — in houses too small and inconvenient and ill-equipped, impossible to keep clean by any reasonable amount of labour, too thick upon the ground, too far from work or country air. わたくしのいう陋巷とは、いま庶民の多くが強いられている居住条件——とても狭く不便で設備は劣り、しかるべき労力をつきこんでも清潔に住まうなどおよびもつかず、ひどく建てこんでいて、通勤にも田園の風光にも遠へだてられた住居に暮らす状態を指している」と解きあかしている (*The Pillars*, *op. cit.*, p.167)。

33) 前注27に挙げた2著書参照。ベヴァリッジは、*Autobiography*, *op. cit.* では、Idlenessを遺わずに直截簡明にしんがりの巨人名を Unemployment と記し(p.312)、*The Pillars*, *op. cit.* 所収のオックスフォードでの講演 “New Britain” のさいには、念をいれて「……the giant evil of Idleness, that is to say, of mass-unemployment. ……遊休という巨悪、つまり大量失業」と説明したのち(p.86)、このスピーチでは mass-unemployment で通している。

34) Beveridge, Janet, *Beveridge and his Plan*, 1954, p.111, 115. ジャネットは、この巨人を「Idleness through unemployment 失業に起因する遊休」と脚注をそえて敷衍している (p.111fn.)。

III

1942年12月はじめ『ベヴァリッジ報告』³⁵⁾が世に問われたときの反響は、報告書にたいする民衆のあいだの圧倒的なブームと、報告者にたいする戦時連立政府のよそよそしいボイコットであった³⁶⁾。ボイコットは、首相チャーチル Winston Churchill の発した全閣僚宛訓令「ユートピアやエルドラドに類する偽りの希望や虚しい幻影で、国民を欺きたくないので、将来の約束は厳に慎むこと」に代表されていたが³⁷⁾、事実、すでに準備されていた前評判の高い報告の配布をできるだけ内々にとどめようとする意向が閣内を支配して、報告の広報価値を理解した唯一の閣僚ブラッケン Brendan Bracken 情報相の決断によつて一般への公開がきまつたのは、公表予定日のわずか2日まえのことであったし、翌年2月の下院討議での政府答弁は戦後財政への束縛を恐れて不得要領に終始したという³⁸⁾。提起された構想の予想を超える革新性とスケールに為政者がたじろいだことは、たしかに短慮であり不面目でもあったろうが、一面で、大戦の帰趨がなお樂觀を許さない状況のなかではそれは無理からぬところもあった。ふりかえってみれば、1年半まえベヴァリッジ委員会自体を発足させたのは同じ政府の意思であつて、1941年春のイギリスが敗戦の瀬戸際に追いつめられていた時期に、社会保険の全面的再検討を自発的にもくろんだ気迫は、やはり偉としなければなるまい。このように、はやくから戦後復興の礎石に貧困解消政策

35) 『ベヴァリッジ・リポート』の社会保障史における座標と意義については、前掲拙著『発展構造／I・IX-2』参照。

36) Beveridge, W., *Autobiography*, op. cit., Ch. XV : Beveridge Boom and Boycott, 1943-44, p.319ff. 邦訳 403 ページ以下。

37) Churchill, W.L.S., *The Second World War*, Vol.IV, 1951, Appendix. p.861.

38) Beveridge, *Autobiography*, op. cit., pp.315-16, 324ff. 邦訳398, 409ページ以下——邦訳は、ブレンダン Brendan とるべき情報相の personal name をブランドン Branden と誤っているので注意されたい。さらに、邦訳は、もっと大きい人事の錯覚を犯していて、1941年5月22日の下院で社会保険の全面的見直しを公約した保健相ブラウン Ernest Brown を、間違ってライ・アーネスト・ベバンとしている(377ページ)。推量するに、そこにいう素性不明のライ・アーネスト・ベバンは、当時の連立内閣労働兵役相であった労働党右派のアーネスト・ベヴィン Ernest Bevin との混同であつて、それにライと余分につづくわえたのは原書に Mr. と冠してある敬称の信じがたい誤訳というか珍訳である。いま起こった混乱を整理すると、まずブラウンをベバンと粗忽に読み違えて、そのうえ、このベバンを、なんと労働党左派のベヴァン Aneurin Bevan のことと二重に誤解したらしい。それのみでなく、ベヴィンとベヴァンの取り違えは訳書全巻に一貫している。

『自伝』の各所、とくに後半13章以下に頻繁に登場する労働界の右派の領袖ベヴィン——ベヴァリッジとのかかわりでは、当初の協力関係が間もなく対立関係に変わって、ベヴァリッジが戦時労働行政部門から遠ざかり、社会保険改革の委員会議長に就くようになった動きをつくりだした人物ベヴィンを、邦訳はすべての箇所で不注意というか一知半解というかベバンと誤認している。訳者によって勝手に他人の役割を演じさせられた、これも労働党のきわめて有名有力な左派の頭領ベヴァンは、大戦中の挙国内閣への労働入党閣に反対して閣外にあり、かれの保健相就任は1945年の労働党単独政権成立のときであつたし、翌年11月のイギリス社会保障の主柱である国民保健サービス法成立と48年7月施行を指導した貢献もそこではじまっている。

を据えようとした姿勢は、かならずしも人心を糾合するためのうわべを飾る一時のポーズや空手形だけではなかった。けだし、同41年8月、英米両国の世界政治指導原則をあきらかにした共同宣言『大西洋憲章 The Atlantic Charter』の提要全8条目中の第6項に「労働条件、経済発展、そして社会保障」と、進んで〈社会保障〉の確保を具体的に明記することになったのは、チャーチルの後継者に擬されていた保守党中央道派の外相イーデン Robert Anthony Eden を通ずるイギリス側の主張であり³⁹⁾、それがきっかけになってタームとしての社会保障が国際的に普及していったのである。

他方、政府のボイコットを押し返し、次期労働党内閣へ課題をつないでいった巷間のブームは、報告書公刊と同時にそれを手にいれようとする人々が政府用度局に殺到して長蛇の列をつくり、直後の1年間のみで縮約版・アメリカ版を含めて64万余部の販売新記録をつくったことに端的に現れていたし、ジャーナリズムの論調も、熱烈と慎重の差をみせながら競って賛意を表明していた⁴⁰⁾。この熱気は、戦況の転機にあって苦闘していた前線の兵士へも波及し志氣を鼓舞したと、ベヴァリッジその人も記し⁴¹⁾、また後人による類同の評を散見するけれど、将兵の反応はけっして一様ではなかつたようである。のちに大西洋の対潜戦闘を題材にした小説『非情の海 The Cruel Sea』によってベストセラー作家になった護送艦ディバー副長モンサラット N. Monsarrat が1944年に執筆したルポルタージュは、さもありなんと思わせる興味深い現場の雰囲気を生々しく告げている——「報告が新聞に載ったときは海上にあったが、その結果、この報告の取扱う範囲についてすこしでも知っている乗組員は10人に1人もなく、その条項について詳細に知っている者は50人に1人もなかつた……。大ざっぱに言えば、その計画は“すべての人ための保険”——“大会社から保険を引き継ぐこと”——あるいは“失業救済金の代り”とさえ考えられている。これがその計画の与えた印象のすべてであり、もたらした希望のすべてである。……〔副長が乗組員用に報告書を取り寄せて〕艦内ではあまり読まれなかつた。そのときまでには“ニュース”としての興味は消えてしまつた。そしてニュースとして以外の興味を呼び起こしそうにはみえなかつた」⁴²⁾。

『報告』の起こした波紋は海外へおよんで、連合国側や中立諸国にはもちろんのこと、枢軸国側にも大きく響いている。ドイツのジャーナリズムは、「敵側が国家社会主义の理念を剽窃しているきわめて顕著なあかし」⁴³⁾と強弁する当局の意をうけて、早速それを欺

39) Marshall,T.H., *Social Policy*, 1965, p.76.

40) Beveridge, *The Pillars*, op. cit., p.203.

41) Ditto, *Autobiography*, op. cit., p.320. 邦訳404ページ。

42) Monsarrat,Nicholas, *Three Corvettes*, 1953, Pt. II. 金田真澄訳『三隻の護送艦』1970年, 209ページ。

43) 総統官邸地下掩体壕残留文書の一節 (Harris, José, *William Beveridge : A Biography*, 1977, p.420.)。

瞞・虚妄とおとしめ、いっせいにビスマルク Otto E.L., *Fürst von Bismarck-Schönhausen*以来の自国制度の先行と優越をほめそやし、さらに、ナチス幹部が世界に比をみない充実した養老年金導入を約したことを報じて、あわてて対抗した⁴⁴⁾。

戦時下にあって海外情報流入のきびしく統制されつつあった日本でも、木洩れ日のようにある程度の流れは伝わっていた。少なくとも大西洋憲章における社会保障設立の宣言は、日米開戦を目前にひかえて張りつめた空気のなかで、一定の論駁をつけて一般に報道されていた。また、非人道的労働条件の排除から非人道的生活不安定の排除へと、あたかも国際活動の範囲をひろげる地ならしをしていた ILO の新方向を示す道標として注目すべきモノグラフ “Building Social Policy”⁴⁵⁾ も、それを載せた機関誌 *International Labour Review* の 1941 年 3 号がたまたま輸入を認められた最後のテキストであったので、かなりの数の人々の目に触れていたはずであった⁴⁶⁾。

いや、こうした新しい海外動向の表層だけでなく、『ベヴァリッジ報告』そのものも、いくつかのチャネルを通じて知られるところとなっていた。まず、内輪のこととして、すでに戦争のさなかにあっても、2 冊の原本が外交ルートによって入り、大蔵省と海軍省が保有していた。この海軍省所蔵本が大河内一男・藤林敬三・平田富太郎……の順に少数の在京社会政策学者のあいだでひそかに回覧され感銘を与えていたと聞いている⁴⁷⁾。それだけではない。表立っては、ベヴァリッジ案公表後いちはやく水上鉄次郎による「英国の“社会保障憲章”問題」と題する 17,000 字強におよぶ評論が、昭和 18 (1943) 年春の協調会『社会政策時報』に掲載されて、半年まえのベヴァリッジプラン成立をコメントした。考察の大半は、そこへいたるイギリスの政情分析と既存の社会保険制度の解説に充てられて、肝心のベヴァリッジプランのなかみの情報は、結論の段落でおもに外電の紹介記事に依存した 2,000 字弱の要目を速報するものであった⁴⁸⁾。したがって、委員長ベヴァリッジ

44) Lafitte,François, *Britain's Way to Social Security*, 1945, Pt.II. 藤林敬三・角田豊訳『社会保障制度：英國社会保障への道』1949年, 64-65ページ。

45) Stain,Oswald, *Building Social Policy*, *International Labour Review*, Vol.XLIV, No.3, Sept. 1941. 平石長久訳「社会保障への方向」社会保障研究所編『ILO・社会保障への途』1972年, 123ページ以下。

46) 同上『社会保障への途』巻末収載の高橋武「解説」165-66ページ。

47) このエピソードと藤林先生をはさむ回覧順序は、恩師藤林先生より 1953 年初夏にうかがった直話であって、別の機に平田先生にも確認できたが、平田先生以降の方の有無を聞きもらしたことは迂闊であった。また、原本が海軍省本であり、回覧の起点が大河内先生であった点は、これもご本人の談話として、伊部英男氏がベヴァリッジ自伝の訳序に述べている（前掲邦訳 x ページ）。

48・49) 水上鉄次郎「英国の“社会保障憲章”問題」協調会『社会政策時報：特輯・戦力増強と勤労政策』272号, 1943 年 5 月。水上は、半年後の『同時報』278号, 11 月の短評「海外労働時報／英国の労働争議」のなかでもごく短くベヴァリッジプランに触れているけれど、前稿ではビヴァリッヂと表記していたものが、後稿ではビーヴァレッヂに変わっている。この動搖は、当時ベヴァリッジの人も業績もそれほど知られていなかったことを示していよう。

ジを労働次官とするといった多少の誤解を含み、とりわけ「今回の所謂“ビヴァリッヂ社会保険案”なるものが、いかなる形式に於て下院に提出されたものであるかは、前記電文簡にして不明」などと資料の絶対不足に苦労しながら、その文中に、まだ耳新しかったタームとしての社会保障について「“社会保障 Social Security”なる言葉は従来英國に於いては、社會主義的の左翼語として一般政治家間には憚られてゐた術語ではあったが、今回戦争開始以来、戦争目的の闡明問題をめぐりて、却つて保守党側の好んで使用する言葉となり、イーデン外相の如き、開戦後間もなく、今回の戦争の大目的は、社会保障の確立にありと公言して、労働運動指導者をして、保守党の“左傾”を謳歌せしめたものであつた。従つて、それは、英國に於ては、戦時流行語として魅力あるものなるべきは疑ふべくもなく……」と、なかなかにうがつた観測をくだしていた⁴⁹⁾。このほか、専門単行書におけるベヴァリッジプランの初紹介はおそらく、1943年末の近藤文二『社会保険入門』の、機敏に水上論文参照を注記してイギリスに關説した「本年（昭和18年）2月の議会には年金保険、健康保険、労働者災害扶助制、失業保険、家族手当等を一括した“ビヴァリッヂ社会保険案”なるものが発表せられるに至つたのであるが、……この制度は遂に財政上の理由からその実施を延期せざるを得なかつた」という記述であろう⁵⁰⁾。

このように表裏二三のことをさきがけとしながら、わが国で最初に『ベヴァリッジ報告』に直接依拠してかなりの精度で内容の大概を伝えたものは、水上に1年後れて、1944年春、厚生省保険局の機関誌『社会保険時報』に収録された内野仙一郎の「英・ビヴァリッヂの社会保障計画通覧」であった⁵¹⁾。敗戦をはさむ混乱のなか1945年4月より翌46年1月まで厚生省保険局長であった青柳一郎は回顧している——「終戦直前からイギリスの社会保障制度のことが、我国にも知られて來た。何から調査したものかは知らないが、当時すでに保険局にはイギリスの社会保障制度に関する簡単な解説書が臘写版で出来ていた。これを見て、“社会保障制度というものは健康保険と厚生年金を合せたようなものだよ”と人に語ったことを思い出す」⁵²⁾、さらに「私が英國の社会保障についてのパンフレットの翻訳を手に入れたのは、健康保険課からでした。保険局が聖心女学院に間借りしていた時代（20年9月から白金小学校に移りました）でしたから、終戦直前のことであったと思います。これから得た智識で私は終戦直後の地方課所長会議で、敗戦後の国民の生活を、社会保険で守ろうと訓示したこと覚えてます」⁵³⁾。青柳の挙げる解説書やパンフレッ

50) 近藤文二『社会保険入門』1943年、67ページ。

51) 内野仙一郎「英・ビヴァリッヂの社会保障計画通覧」厚生省保険局『社会保険時報』8巻4・5号、1944年4・5月。

52) 厚生団編『厚生年金保険十年史』1953年、16ページ。

53) 厚生省保険局編『健康保険三十年史／上巻』1958年、20ページ。

トとは、まず間違いなく内野のまとめた「計画通覧」の謄写版か抜刷りのことであろう。——ちなみに、戦後の『ベヴァリッジリポート』翻訳史をかいま見ると⁵⁴⁾、まず1948年秋の大蔵省『調査月報／特集』に、たぶん戦時中に入手した原本にもとづいたのであろう抄訳が載り、その後、『リポート公認縮約版 *the official abridgement*』に依拠した厚生省大臣官房総務課調査係の名によるこれも抄訳が関係者に配布された。全訳は、1960年、健康保険組合連合会『調査時報』特別号のかたちで限定的に出版されたものが最初であり、正規に公刊された全訳は、社会保障研究所のメンバーが中心になって翻訳にあたった1969年の、山田雄三監訳『ベヴァリッジ報告：社会保険および関連サービス』であった。

氣宇が壮大で、しかも目配りのゆきとどいたベヴァリッジ構想は、かように国境を越えた衝撃を東西に与えたが、ここで留意すべきことがひとつある。それは、『ベヴァリッジ報告』では、窮屈根治の政策目標に制約されて、そこにいう社会保障をみずから所得保障にかぎっている点である⁵⁵⁾。この獨得の限定とはまた別に、タームの意味する内容にイギリス固有の伝統的・制度的な特殊性がくわわってくる。つまり、ベヴァリッジが視野にいれていた社会保障あるいは総合社会進歩政策の領域は、いうなればイギリス流であって、この国で社会保障という用語に代わって汎用される〈社会サービス Social Services〉ないし〈社会政策 Social Policy〉の概念は、そのなかに福祉関係諸政策はもとより、雇用政策、産業配置・都市地域計画、文教政策までも包含する広い範囲をとっている⁵⁶⁾。それだから、これを、日本流のこれまた特殊なたよりをもった社会事業・社会政策と、ときに見うけられるように機械的に対比してはならないことはいうまでもない。いまにいたっても、当然、社会保障への理解と期待には幅広い揺れがあるけれども、一般に考えら

54) わたくしの知るところでは、『ベヴァリッジリポート』の邦訳は、内野「計画通覧」のような摘要解説の類を別にして、これまで抄訳2種、全訳2種の計4種のはずである。〈抄訳その1〉=直接に『報告』をテキストにして、抄訳とはいえかなりの量におよぶ大蔵省『調査月報』37号、1948年10月収載のもの。〈抄訳その2〉=占領下でアメリカへ出張した厚生事務官小沢辰男のもちかえった『報告縮約版』を訳した厚生省大臣官房総務課調査係名義の『社会保険及び関連事業』は白表紙仮綴じの薄い小冊子であったが、いま所蔵本がみあたらないため、刊年など不明である。1950年代に交わされたベヴァリッジ論議はこの簡略なブックレットに頼ったものがはなはだ多い。〈全訳その1〉=江間時彦・中野徹雄のほか、わたくしのくわわって作業した健康保険組合連合会の海外資料翻訳シリーズ『調査時報』31号、1960年3月は、内部資料の形式をとって研究者と関係機関に配布された総冊数1,500部あまりの孔版タイプ印刷本であった。〈全訳その2〉=通常の販路にのせて公刊された当時の社会保障研究所長山田監訳本『ベヴァリッジ報告』[至誠堂版]1969年（前注20参照）は、上記の全訳1を基礎にして研究所関係者が全面新訳した現在の定訳にあたる。

55) *The Beveridge Report, op. cit.*, pars.300, 409, 455 et passim. 邦訳 185, 237, 263ページ、その他。

56) イギリス流の「“社会政策 social policy”は、厳密に定義されたテクニカルタームではない。……もちろんのサービスまたは所得の供与によって、市民の福祉に直接の強い影響をおよぼす活動にかんする政府の施策を指すと解される。それゆえ、その中核を構成するものは、社会保険、公的（国民）扶助、保健・福祉サービスおよび住宅政策である。教育ももちろん含まれる……」（Marshall, *Social Policy, op. cit., Preface*, p. 7）。

れている社会保障の構成は、たとえば、1944年に採択されたILO『フィラデルフィア宣言 the Declaration of Philadelphia』における社会保障理念の国際的確認などの方向にそって、所得保障と医療保障を左右の主柱にした諸制度と了解されていよう。

これらの経緯を知るとき、敗戦の惨状から立ちなおる方途を模索していた識者が、戦後日本の社会保険再建の、そしてまた新しく社会保障構築の下図を描くにあたって、ベヴァリッジに模範をもとめたのはいわば自然の帰結であった。その一典型を、敗戦後半歳、余燐の治まりきらない1946年2月、末高信、園乾治、近藤文二、平田富太郎、大河内一男に、佐口卓をくわえた学者グループが早々に組織し、実質的にはベヴァリッジレポート検討会であった社会保障研究会の足跡にみることができる⁵⁷⁾。すなわち、この研究会が、わが国でまっさきに社会保障の名前を正面にかざしたプランニングとして、同年7月末に取りまとめた『社会保障案』の「基本理念」にいう——「1 生存権の確認；換言すれば最低生活の保障 2 国民全部のものとしての革新的社会保険制度の確立；従来の制度を単に弥縫補修するにあらず；国民一部の利害と過去の因襲より脱却して真に革新的なる制度の樹立 3 他の社会部門との関連性の尊重；保健政策、教育、住宅、完全雇用等に関する政策及施設の拡充とそれらと社会保険制度との関連を密にし、以て真に一体として国民生活の保障を確立する」。これはまごう方なくベヴァリッジのエピゴーネンであり、ナショナル・ミニマム理念のうえに、例の5巨人対策が序列を少しも乱さずならんでいる——ただし、提案のなかには、均一給付と比例拠出を結びあわせるなど、ベヴァリッジを超える革新性もあった⁵⁸⁾。

かくてくわえて、研究会の面々のうち、末高、園、近藤が、同じ46年の春発足した厚生省社会保険制度調査会の専門委員に就いたため、きわめてベヴァリッジ的『社会保障案』は、制度調査会の諸提言、とくに1947年10月の『社会保障制度要綱』の土台に組みいれられていった⁵⁹⁾。また、同年8月、アメリカよりワンドル William H. Wandel を団長とする連邦社会保障行政部と公衆衛生部のメンバー5名よりなる社会保障制度調査団が来日して、年末、調査結果を連合国占領軍総司令部へ提出し、48年7月、総司令部は、日本

57) 「この研究会では、戦時中にすでにわが国で紹介されたイギリスのベヴァリッジ計画……を参考として研究をかさね、その成果として、同 [1946] 年7月に“社会保障案”が作成された。これはわが国で最初の社会保障計画案とされているもので、これを手がかりとして社会保険制度調査会は議論をかさね、社会保障制度の要綱を作成した」（社会保障研究所編『戦後の社会保障／本論』1968年、21ページ）。なお、研究会が検討した原本もまた注47の大河内借用本であったことは、1960年か61年かに園乾治先生にうけたまわった逸事である。

58) 社会保障研究会「社会保障案 (21.7.31.)」前掲『戦後の社会保障／資料』1968年、159-61ページ。

59) 社会保険制度調査会「社会保障制度要綱 (22.10.8.)」『同上／資料』164-67ページ参照。

政府にいわゆる『ワンデル報告：社会保障えの勧告』を手交した⁶⁰⁾。それをうけて49年5月、総理府に社会保障制度審議会が設置されて、矢継ぎばやに多数の答申・勧告をおこなったが、なかでも50年10月の『社会保障制度に関する勧告』によって、社会保険を中心核に据え、公的扶助を補完に配した日本の戦後制度の骨格を定めた⁶¹⁾。このとき、扶助優位のワンデル的＝アメリカ的＝占領政策的角度に逆らい、また、イギリス的均一型ともやや異なる比例型社会保険重視の方向へとはっきり定針するについて、やはりベヴァリッジ構想が梃子になったとは、近藤教授の再三述懐していたところであった⁶²⁾。率直にいいうと、膨大な語数にのぼり広範な見解を開陳した『ワンデル報告』の遺したもののは、所詮、社会保障制度審議会の創設と生活保護の近代化のわずか2点のみであったと評して過言でない。

IV

高度に発展した産業社会の有力な政治形態が、国民の福祉促進の責務を政府に期待する〈福祉国家〉であり、その制度的基盤に社会保障の展開が敷かれていることは、現代の通念になっている。しかし、福祉国家ということばの成りたちがずいぶん古く、そもそもは警察国家とほぼ同義であったことや、それが今日のような新しい意義を獲得した時代がついさきごろであったことは、案外知られていない。

歴史に現れた最初の福祉国家 *der Wohlfahrtsstaat* の理念は、17～18世紀ドイツの絶対主義王政をささえるための雑多な行財政技術の集成＝官房学／内帑学／政経学 *der Kameralismus* の底をつらぬいて流れる共通のイデオロギーとしてであった。重商主義の後進ドイツ的変種であり、前期にはベッヒャー Johann Joachim Becher、後期にはユスティ Johannes Heinrich Gottlob von Justi やゾンネンフェルス Joseph von Sonnenfels を理論代表とした官房学派にとって、国家活動のねらいは、幸福増進主義 *der Eudämonismus*＝富国強兵政策の実現にもとめられ、それを達成する条件は、公共の福祉 *das Gemeinwohl* を維持する国家権力の形成——後期カメラリストの用語では警察国家 *der Polizeistaat* の形成であった。なお、この意味での *der Polizeistaat* を造語した人

60) 米国社会保障制度調査団「報告：社会保障えの勧告（23.7.13.）」『同上／資料』24-97ページ参照。『ワンデル報告』では、本来“へ”とあるべき格助詞が“え”とされていることに時代を感じさせるものがある。

61) 社会保障制度審議会「社会保障制度に関する勧告（25.10.16.）」『同上／資料』187-205ページ参照。

62) たとえば、近藤文二『社会保障の歴史』1963年、233ページ。

は、はじめて大学の講義をラテン語でなくドイツ語でおこなって、自国語による哲学体系を確立し、多くの学術用語を案出したヴォルフ Christian Wolff であるとされているが、ここで注意しなければならないことは、*die Polizei* の語意である。現義では国民の生命・財産を守る特定の公権力の行使、いわゆる警察行動しか指さないけれども、このタームは、15世紀以来の古い来歴をもつ行政令 *die Polizeiordnung* に適例をみるように、近代初期のヨーロッパ諸国ではどこでも、治安維持だけでなく、広く公共の福祉にかかわる行政一般をも含意していたのである。この段階の *die Polizei* は、よくいえば後見的な、実相は干渉的・規制的であったが“行政”を意味していた⁶³⁾。したがって、官房学派のめざした *der Polizeistaat* の建設とは、実質的には強力な経済政策を推しすすめることのできる行政国家の成就のことであった。こうして、*die Polizei* は、福祉／幸福をいうほかに公安の古義をもっていた *die Wohlfahrt* と語義を通じあって——たとえば *das Wohlfahrtsamt* というと、今までこそ社会福祉事務所であるけれど、かつては公安局の称呼であった——ことばのうえで警察国家と福祉国家とは重なっていた。

このドイツ重商主義のもとでの福祉国家が集権的な統治権力の強化を表現する警察＝行政国家のシノニムとなったからくりを、もういちどロジックの運びとして確認するために、君主の義務は公共の福祉への献身にあるとみなしたフリードリヒ大王 Friedrich II (der Grosse)などの啓蒙専制政治のイデオロギーにのぞいてみよう。「国家第一の公僕にして第一の行政官」を自任したフリードリヒのような絶対主義君主のはあいの〈公共の福祉〉とは、国民めいめいの福祉を直接には意味せず、ひたすら国家全体の福祉の謂であった。つねに全体の利益を部分の利益に優先させる原則——こうした公共福祉 *salus pubulica* の規範はまた、中世イタリアの神学者・スコラ哲学の完成者トマス・アクイナス Thomas Aquinas へと淵源をさかのぼるけれど——没個性の考え方方が前提になっている。そこでの政治が、王家の致富を追求するのみでなく、国民経済への奉仕を要求されるかぎりでは、なるほど啓蒙的であった。ただ問題は、ゆうところの公共の福祉の正体であって、公共の定義も福祉の内容も、保護監督者の立場にある君主が反対を許さず絶対的にきめるのだから、カ梅ラリズムス的福祉国家の概念は、たちまち専制支配を美化し、強大な権力のもとでの国家作用を正当化する道具に変身してしまう⁶⁴⁾。如上の往時の経過の余臭をきらうせいか、タームとしての福祉国家の母国であるドイツでは、現代の福祉国家のことをしばしば社会国家 *der Sozialstaat* と称したり、ときには限定詞をつけて社会福祉国家 *sozialer*

63) Hartung, Fritz, *Deutsche Verfassungsgeschichte vom 15. Jahrhundert bis zur Gegenwart*, 9. Aufl., 1969, Kap.6. 成瀬治・坂井栄八郎訳『ドイツ国制』1980年, 95ページ以下、とくに132ページ訳注2参照。

64) Vgl. Ebenda, Kap.7. 邦訳7章参照。

Wohlfahrtsstaat と呼んで区別していく、この国の憲法に相当する連邦基本法にも、ヴァイマル憲法 *die Weimarer Verfassung* の伝統を履み、社会をかぶせて社会連邦国家 *sozialer Bundesstaat* と記してある。

同じことばを遺っていても、カメラリストと現代人の想い描く福祉国家のイメージのあいだには遠いへだたりがある。われわれの心象にまっすぐつながる新しい福祉国家の思想を育てることになった素因は、産業革命を最初に達成して世界の工場の地位にすわり、ヴィクトリア期の繁栄を謳歌したイギリスの霸権が、産業の停滞と後発諸国高成長の急追をうけて傾き、さしものベンサミズムの社会哲学に影がさした19世紀末の雰囲気のなかから醸成された。それまでのイギリス市民社会のエースをかたちづくってきたベンサム Jeremy Bentham の功利性の原理によれば、社会は、それ自体が独自の実体をもつものではなく、個人の集合なのだから、個人の権利と価値が尊ばれて、最大多数の最大幸福が政治を導く行動基準とされた。J.S.ミルが『自由論 *On Liberty*』を結んでいうよう「国家の価値は、長い目でみれば結局はそれを構成している個人の価値によってきまる」⁶⁵⁾と考えられたのである。それゆえ、個別の利益と全体の利益を調整するにあたっての政府の役割は、私利の集積総量を極大化するために、自由な競争を妨げず、財産の安全を護り、最小限の公共財を提供するだけの狭くかぎられた範囲内に圧し縮められることとなり、アダム・スミス以来の安上がりの政府 *cheap government* の論拠が固められた。このイギリス的な功利主義国家観は、後発ドイツの保護主義とは裏返しの発想であって、政府の干渉による労使対立の融和を唱えた国家社会主義者ラサー Ferdinand J. G. Lassalle が、1862年の『労働者綱領 *Das Arbeiterprogramm*』の一節で、私有財産の張り番しか能のない夜警国家 *der Nachtwächterstaat* だと冷笑したことは、人口に膚浅している。さらにまた、パトナリスティックな官房学流福祉国家観の伝統を継ぎ、文化史家リール Wilhelm H. von Riehl が1853年にはじめて遺った社会政策 *die Sozialpolitik* という用語に理論と実質を与えたワーグナー Adolf Heinrich Gotthilf Wagner、シュモラー Gustav von Schmoller、ブレンターノ Lujo Brentano らの新歴史学派——国家の積極的社会政策実行を道義的に支持して、宰相ビスマルクの社会保険創設を統一ドイツ帝国安定化の大切な鍵とした講壇社会主義者 *der Kathedersozialist*⁶⁶⁾——かれらの主張と、安上がりの政府は対置されて、イギリスの社会・労働問題の放任を難じられた。

ラインの彼方より批判されるまでもなく、ベンサミズムの政治算術の次元よりも、富ないし所得が一定のとき、分配の平等化は社会的な幸福／厚生の総量を増すはずであつ

65) Mill,J.S., *On Liberty*, 1859,Ch.5. 塩尻公明・木村健康訳『自由論』[岩波文庫] 1971年, 229ページ。

66) Cf. Dawson,William Harbutt, *Bismarck and State Socialism*, 1890, Ch.I.

て、すでに『国富論 *The Wealth of Nations*』には「どんな社会も、その成員の圧倒的大部分が貧しくみじめであるとき、その社会が隆盛で幸福であろうはずはけっしてない」とある⁶⁷⁾。しかし、自明ともいえる分配の命題が観念の世界を脱けて自信にあふれた経済自由主義のパラダイムを揺さぶるには、世紀末の経済変調の自覚とブーズ C. Booth のロンドン調査⁶⁸⁾やラウントリー B. S. Rowntree のヨーク調査⁶⁹⁾がはしなくも剔出した法外な貧困大量累積の“発見”のショックが必要であった。ブーズの提起した「富裕のただなかの貧困問題 *the problem of poverty in the midst of wealth*」⁷⁰⁾、これを敷衍したラウントリーの判定「この富裕に満ちた国土において、おそらく人口の四半分を上回る住民が貧困に苦しむ暮らしを送っていることは、……良心のきびしい呵責を呼ばずには措かない事実」⁷¹⁾に対処して、ようやく「個々人すべてに、その生活と労働の真の基礎として、実効的な親子関係と市民資格を保つのに欠きえない法定の国民的最低限 *a prescribed national minimum* を保障する政策」⁷²⁾が採りいれられはじめた。ウェッブ夫妻があらたに高く押したてて時代を変革する旗印としたナショナル・ミニマムの理念は、この自覚ましいカップルが、まず労働組合の経済的特質を共通規則 *the common rule* 設定の機能に析出したことに原点を置き、「共通規則の考を産業から全社会に拡大し、国民的最低限を規定して以て絶対的に如何なる産業も公共の福祉に反する条件のもとには經營するを許さざること」⁷³⁾を実現するため、夜警国家観を破って、政府にたいして社会の公正な管理者たる役割を課し、その経済干渉の必要性を進んで認めるフレームワークに発展させたところに画期性があった。そして、その後年の延長線上に、ベヴァリッジは「ウェッブ夫妻に由来する万人のためのナショナル・ミニマムのドクトリンを実行しようとして」社会保障を立案したのであり、「わたくしの社会保障計画は、ナショナル・ミニマム政策の一部をなすものである」と言明している⁷⁴⁾。

この「80年代の経済的利己主義を断乎として否認」⁷⁵⁾する潮流は、1910年代前後に自

67) Smith, A., *The Wealth of Nations*, 5th ed. [Cannan Ed.], p.79. 大河内一男監訳『国富論』[中公文庫] I, 1978年, 133-34ページ。

68) Booth, Charles, *Life and Labour of the People in London*, vol. I, 1889, pp.62, 131.

69) Rowntree, Benjamin Seebohm, *Poverty : A Study of Town Life*, 1901, pp.295-304. 長沼弘毅訳『貧乏研究』1959年, 331-41ページ。この邦訳のきめはかなり粗いので注意を要する。

70) Booth, Mrs. Charles, *Charles Booth : A Memoriar*, 1918, pp.13-14.

71) Rowntree, *Poverty*, op. cit., p.304. 邦訳 340ページ。

72) Webb, Beatrice, *My Apprenticeship*, 1926, p.220.

73) Webb, Sidney and Beatrice, *Industrial Democracy*, 2nd ed. 1920 [1st ed. 1897], p.767. 高野岩三郎監訳『産業民主制論』1926年 [1969年覆刻版], 938ページ。

74) Beveridge, *Autobiography*, op. cit., p.86. 邦訳 111ページ。Cf. ditto, *The Pillars*, op. cit., p.143.

75) 前注72の箇処に続く一節。

由党政権下の実力者蔵相ロイド・ジョージ David Lloyd George の主導した社会改革の系列、とりわけ、社会政策費と建艦費を捻出しようとして累進〔比例〕所得税賦課と財産税増額などを盛りこんで“国民予算 People's Budget”と喧伝される一方、“刑罰予算 Penal Budget”とののしる側と“福祉予算 Welfare Budget”とたたえる側を対立させた1909年度予算案をもって一往のピークに達したのち、1911年に国民保険法：第Ⅰ部健康保険・第Ⅱ部失業保険の成立をみると息切れしてしまったけれども、そのとき、エティモロジカルに思いもかけないタームの初出を副産している。アスキス H.H. Asquith 内閣へ初入閣した若き日の商務相チャーチルは、最低賃銀審議会をつくり、ベヴァリッジを主務者にして職業紹介機構と失業保険を創設したが、この時分は、新しい社会統合原理＝ナショナル・ミニマムを案出して盛んな行動力をみせていたウェップ夫妻らフェイビアンとも一時は近しい関係にあった。短いあいだにせよ社会問題に勇んで挑んだチャーチルの若々しい意気込みを示す1908年1月4日付書信がある——「かなりゆるやかな国家の保護という土台を与えて、現行の社会保障組織全体 the whole existing social security apparatus を強化できさえすれば、結局は、イギリスとドイツの両制度のもつ肝心の長所を兼ね備えたものを達成することになるはずである」⁷⁶⁾。レトリックの達人であったチャーチルがたまたま、それも、この早い時点で、ひとり突出して印象的な用語＝社会保障をつくりだした感覚は、さすがであったといわねばならない。これが、従来定説になっているタームの誕生年次を四半世紀繰りあげさせる事実であることはたしかである。ただ本人がそれを反復して遣うことをせず、また内包をふくらませ定着させるだけのヴィジョンをもっていかなかったことが作用して、たんに書簡の一行に残された偶発的なエピソードにおわり、時代がそれを再発見するまで歴史の陰に埋もれ忘れられてしまったのもやむをえなかつた。

ところで、チャーチルにはさまざまな伝説がつきまとっている。のちの社会保障導入のさいも、それをアピールするのに〈揺りかごから墓場まで from the cradle to the grave〉とぴったりした標語を考えだしたとされ——それはベヴァリッジだとする強い異説もあるし、〈胎内から墓穴まで from the womb to the tomb〉と語呂よく韻を踏んだ変形もあるが——だがなによりも、このフレーズは、英語のなかには17世紀中葉に登場したとされているように⁷⁷⁾、むかしよりヨーロッパで普通におこなわれていた慣用句なのであって、傍証するものに、19世紀ハンガリーの作曲家リスト Franz Liszt 晩年の交響詩の題名『揺りかごから墓場まで Von der Wiege bis zum Grab』があり、胎内云々についても、人の

76) R. S. Churchill, *Winston S. Churchill*, 1969, II, quoted in *The Oxford English Dictionary, op. cit.*, Vol. XV.

77) 大塚高信・高瀬省三編『英語諺辞典』1978年参照。

一生をいう口語のイディオムに“womb-to-tomb”がまえまえからある。余談であるが、チャーチルの1946年3月ミズーリ州ウェストミンスター大学での演説に来由を帰されている名高い「鉄のカーテン the Iron Curtain」も、実は、1914年第1次大戦が火を噴いたとき、バイエルン公家出身のベルギー女王エリーザベト Elisabeth がドイツと自己の関係の断絶を「血塗られた鉄のカーテン」と表現した有名な例、また1920年、スノーデン Ellis Snowden がロシアのボルシェビキにたいしてそれを当てはめた例など、多くの先蹟がある⁷⁸⁾。チャーチルの特徴は、絶好のタイミングで寸鉄人を刺す警句を自在に駆使してアジテートする並みはずれた才能にあったようである。

いずれにしても、晩かれ早かれ各国で始動しはじめた産業社会と福祉の共生は、戦間期30年代の長さでも深さでも過去の経験を絶したグローバルな経済長期停滞の手痛いダメージにより、市場システムのつまづきがいやおうなく露呈されるにいたって、いっそう加速されねばならなくなつた。このときの危機認識と打開の方途の追求にのぞんで、ケインズ J. M. Keynes のえぐりだした富と所得の不平等分配にもとづく高蓄積の進行こそが、深刻な不況と失業を生むという「豊富のただなかの貧困のパラドックス the paradox of poverty in the midst of plenty」⁷⁹⁾のメカニズム解明——ブーズ的レヴェルをはるかに超えるケインズ的再定義の果たした決定的な役割は、すでに周知のことである。かれの構築したマクロモデルの指さす方向にそい、政府の財政調整による経済全体の強力な誘導を実行する理論根拠と政策ツールが練りあげられ、市場への公共介入を体制存立の必須条件とすることが確認されたのであり、とくに社会成員の生活最低限維持にあたる福祉政策の総合的展開は、社会的有効需要量を補整する永続的なビルトイン・ステビライザーとして機能することを予定されて、福祉国家運営の合理妥当性が論証されたのである。

このはなはだ大きなパラダイムシフトにともなう国家観／社会観の転換を反映して、当世の用法に直結する語意の〈福祉国家 the Welfare State〉が遺われだして、その先鞭をつけたのは、かならずしもたしかめられてはいないが、オックスフォード大学のサー・アルフレッド・ツィマン Sir Alfred Zimmern がナチズムのアンチテーゼとして1934年に使用したときであるとされ⁸⁰⁾、あるいは、あのロイド・ジョージの福祉予算論議にみられた自由党改革の季節よりの welfare 多用が下駄らしになり、30年代末にはもうイギリスで

78) Brewer's Dictionary of Phrase and Fable, 1989 rev.ed.

79) Keynes, John Maynard, *The General Theory of Employment, Interest and Money*, 1936, p.30. 塩野谷十九訳『雇傭・利子及び貨幣の一般理論』1941年, 38ページ。

80) Zimmern, Alfred, *Quo Vadimus*, 1934, indicated in Ashford, D.E., *The Emergence of the Welfare States*, 1986. ただし、The Oxford English Dictionary, op. cit., Vol.XX. によると、ツィマンの公刊されている全著作にわたって博検しても、the Welfare State がかれの造語であることを突きとめられなかったとある。

話しことばに常用されていたともいわれているものの⁸¹⁾、これまた曖昧さを残している。いまのところ確定できる最初の用例は、モーリス・ブルースが指摘し、OED 1989年版が追認しているように、私利・営利の傍若無人な追求の惹きおこす社会悪をいつも糾弾して社会改良に熱意を注いだテムブル Sir William Temple が、ヨーク大主教であった1941年、当時のファシズムと自由の対決局面のなかで著した『市民と国教徒 Citizen and Churchman』の一段「すでにわかっているごとく、われわれは権力国家構想 the conception of Power-State を退け、福祉国家構想 that of Welfare State に与することになる」を嚆矢とする⁸²⁾。なおまた、ブルースは、同じころ、welfare が民衆の願望を表象し、戦火の激しく燃えひろがっていた時代の陰惨な現実=戦争 warfare と韻を踏んだ明暗の対照——Welfare State 対 Warfare State のコントラストをなして、どちらかといえば自然発的に普及した傾きのあることも、あわせて述べている⁸³⁾。——これらの流れとは別に、1928年にスウェーデン社会民主党の理論家モエーレル Gustav Moller がはやばやと福祉国家の考え方を発言しているという新説をごく最近知ったが⁸⁴⁾、残念ながら、わたくしはまだその当否をつきとめるにいたっていない。

かくして、福祉国家という概念は、当初は、左右の権力国家を強く意識し、それと対峙するレーザン・デタ=国家理由の表現形式であるとともに、戦後の社会政治秩序のあり方を誇示する現代国家活動の倫理的アポロジーとして立ちあらわれはしたが、けっしてそのまま超越的・抽象的な理念の表明におわりえなかつたことはいうまでもない。つまり「福祉国家は産業社会の発達がもたらした“必要”の所産 a product of the needs」⁸⁵⁾にほかならず、ケインジアニズムのもと「福祉国家のおこなうもろもろの制度や政策に期待される主要な機能は……資本主義の発展に要する秩序形成、“ならびに”それに適合するかたちの需要形成 the production of order and the production of the right type of demand のふたつである」⁸⁶⁾ことに違いない。かくて、経済発展をささえ、同時に経済発展にささえられる補完関係に組みこまれ、政治の到達目的であるよりはすぐれて政策の必然的手段に転じた福祉国家は、発展段階を等しくする諸国では高度に成熟した産業社会の同義語となり、市場のそとから、換言すれば、市場に責任を転嫁できない別のチャネルでの資源

81) Pierson, Christopher, *Beyond the Welfare State?: The New Political Economy of Welfare*, 1991, p.102fn.

田中浩・神谷直樹訳『曲がり角にきた福祉国家』1996年, 198ページ注1。

82) Temple, W., *Citizen and Churchman*, 1941, p.35, quoted in OED, *op. cit.*, Vol.XX. Also see, Bruce, *The Coming*, *op. cit.*, Preface, p.ix.

83) Bruce, *ibid.*

84) 本稿V節後注92参照。

85) Pierson, *Beyond the Welfare State?*, *op. cit.*, p.16. 邦訳 40ページ。

86) Gorz,A., *Paths to Paradise*, 1985, p.14.

配分に深くかかわってくる。

その結果、福祉政策の展開が本格化してゆくにつれて、そこで実現される配分修正が無視しえない相当の質量に達すると、社会的緊張緩和というもともとの政策意図とはあべこべに、階層間の利害衝突は避けられず、適正レヴェルを内部的にはかるパラメータをもつていない弱点をあらわにしてくる。はやくも50年代のなかばには社会費膨張の放漫さを咎め、福祉国家は高負担の租税国家 *the Tax State* の別名とみなして厭い、平等主義の行きすぎを嫌う声が起り、わけても60年代後半以降顕著になった普遍的な経済の成長鈍化と政府の統治能力衰弱のなかでは、達成でき、また達成すべき現実的な社会経済目標を掲示して、しばらくは輿望をあつめるところ大きかった福祉国家への幻滅と反感が、そちこちで説かれてきた。

論点のひとつは、福祉国家が昔日のカ梅ラリスムス以来体質の奥にひそめている社会統制性にある。ストックホルム学派の重鎮グンナル・ミュルダール *Karl Gunnar Myrdal* がかねがね警告している——「もし福祉国家が市民の参加をつねに高めていくことによって生気づけられなければ……あの著しく浅薄で官僚的で中央集権的な制度的機構に」⁸⁷⁾ 墮す虞れをつねにともなっている。その宿弊をラジカルに批判した反管理社会派の見地にたって論断すれば、福祉国家は、「技術的合理性 *technological rationality*」と「管理生活 *administered living*」のうえに築かれた「自由なき状態／国家 *state of unfreedom*」にすぎないと仮借なく酷評されることにもなる⁸⁸⁾。

こうして、ポスト産業国家のレーゾン・デタを体現してきた福祉国家の光彩がしだいに失われ、ことあらためてポスト福祉国家のレーゾン・デタ、すなわち、やや冗長にいうと国家を維持強化するのに必要な高度の目的合理性、端的に表現すると求心力のある新しい国是の定立が要望されたとき、ふたたび社会のコンセンサスを取りもどすキーコンセプトに、治者=政府と被治者=市民の一元関係を薄めて、市民の主体性にウエイトをかけた多元的な共利共生関係の伸張を強調する〈福祉社会 *the Welfare Society*〉の概念が浮かびあがってきたのは、ちょうどこのころおいであった⁸⁹⁾。しかし、福祉社会と視点を変えて管理性を抑え、重心を人間性の回復に移しても問題が解消されるとはかぎらず、極論すると、かえって理念・社会哲学は拡散し輪郭がぼかされた感をいなめない。前途はまだまだ長いのである。

87) Myrdal, G., *Beyond the Welfare State*, 1958, Ch.4. 北川一雄監訳『福祉国家を越えて』1963年, 56ページ。

88) Marcuse, Herbert, *One Dimensional Man*, 1972, pp.51-52.

89) 早い時期に福祉国家への明白な批判をこめて福祉社会をタイトルに選んだ著作のひとつに Peacock, Alan, *The Welfare Society*, 1961 がある。

V

福祉国家といい福祉社会といい、その制度的なコアを担うものは〈社会保障 social security／soziale Sicherheit／sécurité sociale／sicurezza sociale〉であって、なにしろ社会保障の起こりは、インダストリアリズム深化のもたらした寡占構造定着による市場作用の変質とつまづきが認識されて以後、それまで別個の原理と系譜をもって発達し、それぞれの政策フィールドで個々に機能してきた社会保険や公的扶助、福祉サービスなどの系統的・総合的な再編複合が開始されてからのことである⁹⁰⁾。

こうした福祉複合体の包括的編成は、社会保障というタームの普及するまえに、実態的には、戦間期1932–33年の途方もない失業率のピーク：デンマーク＝43%、スウェーデン＝32%に象徴された大恐慌の苛烈な窮状克服策の柱石としてすでに実践されていた。まず、デンマークで1929年にはじめて政権を握った社会民主党スタウニング Thorvald Stauning 内閣の社会問題相ステインケ Karl Kristian Steincke の計画した1933年『社会改革法 the Social Reform Act』⁹¹⁾が先達をつとめ、つづいて、スウェーデンで1932年に成立した同じく社会民主党ハンソン P. Albin Hansson 政府が、36年農民党と連立して支持基盤を固めたのち、隣国の成功にならい、社会相モエーレル⁹²⁾を中心——かれを用語・福祉国家の造語者に見たてる一説もある——30年代なかばより推進した社会政策の全面改革でもって追行した動きがそれであった。完全雇用から農産物価格維持までを含むスウェーデンの普遍主義的改良政策ミックスは『国民家族 Folkhem』政策と唱えられたが、プランナーのひとりミュルダール A. Myrdal はいう「社会政策の社会民主主義的段

90) 前掲拙著『発展構造／Ⅱ-1-(3)』64–67ページ。「今日の発展を正しく理解すれば、社会扶助と社会保険が絶えずたがいに接近しつづけていることがわかる。長い進化の絶頂におよぶと両者はおそらく合流して結合するにいたり、ついには、ニュージーランドやデンマークの状況に似て、社会扶助と社会保険のどちらが優勢とも見分けられず、両者が社会保障という単一の全国組織を保っているとしか評しようがなくなるであろう」(ILO, *Approaches to Social Security : International Survey*, 1942, pp.82–83)。

91) Steincke, K.K., *The Danish Social Reform Measures*, *International Labour Review*, May, 1935, pp.620–48.

92) 「すでに1928年モエーレルは夜警国家と福祉国家の違いに触れている」(訓観法子「スウェーデンの社会福祉／第2部：社会福祉の制度と基盤」仲村優一・一番ヶ康子編『世界の社会福祉／1スウェーデン・フィンランド』1998年, 175ページ) というけれど、そのひとくだりの簡単な記述と出典注記からは明確なかたちでタームとしての“福祉国家”を遺ったのかどうかは読みとれない——なおまた、この前後の文章は生硬なばかりか、社会民主党＝赤と農民同盟＝緑の連立“赤緑政権”は説明不足だし、ストックホルム学派＝スクール／シューレをストックホルム学校とする錯覚もあって、文意にややあやふやなところがある。もしこの時点で、モエーレルが〈福祉国家〉の語句を造語したのであれば、1934年の A. ツイマン（本稿前節IV後半・前注80参照）を数年抜いて、目下のところ、それが用語・福祉国家使用の確定的な初例となる。

階であって保障と統合の時期」⁹³⁾を意義づけるものであると。畢竟するに、当時の北欧新政策は、まだ社会改革／社会改良／社会政策などと呼ばれてはいたが、思想も内容も事実上、社会保障であった。

この北欧のリードした途を追って、各国とも恐慌脱出の手段に大同小異の国民生活擁護方策を大がかりに採りいれ景気挽回の呼び水とすることになったが、その新しい対応姿勢を総称することばに社会保障が——1908年にチャーチルが偶然産み落としたまま忘れられていた用語であったけれど、チャーチルとはまったく独立に——考えだされて法令のうえに最初に明記されたのは、1935年アメリカ連邦法として導入された『社会保障法 the Social Security Act』であり、1938年ニュージーランドの同名法が追随したとみなすのが、これまでの教科書的常識であった。

ところが、チャーチルの社会保障が歴史の潮流を離れた微小な孤島であったのとは異なり、はなはだ大きな意味をもった世界史的過程での出来事でありながら、その政治的特殊性のゆえか、わざとがましく視野のそとに外されてきた社会保障の事例がある。レーニン Vladimir Iriich Lenin は革命運動のなかでしばしば社会保険に言及し、たとえば1912年、労働者管理による本人無負担の完備した社会保険制度を要求して、いわゆる『レーニンの労働者保険綱領』⁹⁴⁾に集約したが、ロシア革命後それを実行に移しはじめた。とくに、内外の反革命軍を撃退せねばならなかった戦時共産主義の初期、1918年10月末『勤労者社会保障 Sotsialinoe Obespechenie 規則』を布き、労働人民委員部のもとに社会保障・労働保護部を設置した⁹⁵⁾。内戦を鎮圧して国力回復を迫られた21年以降のネップ NEP=新経済政策段階になると財政的理由でたちまち社会保険 Sotsialinoe Strakhovanie 体制に帰ってしまったけれど⁹⁶⁾、革命戦の渦中での実質な水準と規模には疑問符を打たざるをえないものの、とにかく、戦時共産主義期の短命であったそれが、まぎれもなく通説を17年早めて——チャーチルのアイディアを起点にして数えると10年後に——法文ないし公文に表れたタームとしての社会保障の世界的先駆ということになる。

社会保障公称一番槍の栄をロシアに奪われて、資本主義社会ではと留保条件をつけねばならなくなつたアメリカでの用語発生事情をややくわしくみると、経済危機の最中、1933年大統領に就任した民主党左派のローズヴェルト Franklin Delano Roosevelt が、ニュー

93) Myrdal, A. and Klan, V., *Nation and Family*, 1945, p.128.

94) レーニン「ロシア社会民主労働党第6回大会（「プラーグ」）全国協議会／国営労働者保険にかんする国会法案にたいする態度について」レーニン全集刊行会訳『問題別レーニン選集3／労働組合論・中』〔国民文庫版〕1960年、446-50ページ。

ヨーク州知事在任時より着手してきた公共政策・社会改革を、今度は全国規模で恐慌対策として即刻施行するため展開したのが、ニューディール the New Deal 政策であったことは贅するまでもない。かれは有名なラジオを活用した自由な政見放送=炉辺談話で語りかけている——「われわれは市井の人々のために、アメリカ史上前代未聞の偉大な自由と偉大な保障をめざして前進しつつある⁹⁷⁾。その社会経済再建政策の一部門をなして社会保障の実施が検討されたさい、立案の衝にあたる委員会は経済保障 Economic Security を名乗ったのであって、現在でもアメリカの文献はこのことばをしきりに用いている。さて、この経済保障が社会保障に変わったわけは、法案審議のプロセスでこの種の政策来形容するには、経済保障がその機能を重視するのに比して、社会保障はその意義を表明して、いっそうふさわしいとされたからであると説明してきた。

一般にはいかにもそうした状況であったろうが、ハーバー W. Haber とコーベン W. J. Cohen の共編になる『社会保障論集 *Readings in Social Security*』には、もっと正確な起源が、代表的な社会保障の唱道者で、1927年設立のアメリカ老齢保障協会 the American Association for Old Age Security 事務局長であった、エプスタイン Abraham Epstein の発した編者コーベン宛1941年3月4日付書簡にもとづいて紹介されている⁹⁸⁾。それにしたがえば、協会名に遺われている“保障 security”という語句は、エプスタインと、その同僚で、のちにニュージャージー州施設機関庁調査部々長となったフランケル Emil Frankel が1927年にハリスバーグの街を散歩しているとき、フランケルの思いついたものであるという。また6年後の1933年のはじめ、この保障に社会を結びつけて協会名をアメリカ社会保障協会 the American Association of Social Security と改称し、用語使用の口火を切ったのはエプスタイン自身の発案であって、新複合語=社会保障については、この国の社会保険論のパイオニア的権威ルービノウ I.M. Rubinow⁹⁹⁾が、この表現ではなにかと包含しすぎると正面切って反対し、のちのちまで講演や論文でしつこく非難したとこぼしている。エプスタインが、社会保険でも経済保障でもなく“社会保障”を造語し主唱した根

97) U.S. President F. D. Roosevelt, Fireside Chat, Sept.30,1934, quoted in Schottland, Charles I., *The Social Security Program in the United States*, 1963, Ch.7.

98) Haber, William and Cohen, Wilbur J. (ed.), *Readings in Social Security*, 1948, pp.39-40. Also, cf. Epstein, A., *Insecurity : A Challenge to America*, 1936, p.670.

99) 1914~16年の損害査定協会々長を務めたルービノウ I. M. Rubinow が、1912年、ニューヨーク社会事業学校で開講した社会保険論はアメリカ初の関係講座であって、そのことを自賛した記述 (p.111) のあるかれの *Social Insurance*, 1913 は、アメリカで社会保険を書名に冠した単行本としては、おそらく Seager, H. R., *Social Insurance*, 1910 が草分けであったろうから、それにつぐ二番目のものであった。ただし、社会保険とはうたっていないが、この分野の先行するアメリカの著作に、Willoughby, W. F., *Workingmen's Insurance*, 1898 =労働保険論や, Lewis, F. W., *State Insurance*, 1909 =国営保険論などがみられる。

拠は、当時すでに、ドイツ式社会保険の概念とイギリス流社会的保護の構想とのあいだにみられる懸隔を判然と識別していたためだと証明されている。数理計算にもとづく保険概念には、その強制貯蓄という属性よりして公共負担の理由づけに弱くなるドイツ的な特性をまぬがれないので、社会保険の術語を忌避し、また、たんに勤労者層の保障のたぐいのみでなく、あわせて社会全体の福祉増進の可能な保障のかたちを望む立場から、意識して経済保障の用語を敬遠したという。エプスタインの眼目は、政府の財政参与を重要な構成要素とする制度の実現であった。かれの信ずるところによると、1934年6月末、福祉拡充を企図して設けられたパーキンス・ヴィッテ Perkins-Witte 委員会が経済保障の名を選び the Committee on Economic Security と称した背後には、政府委員会とエプスタインらの民間運動との距離を開けようとした意向が働いていたそうで、のちに議会が社会保障の名称を復活させたことを大いに喜び誇っている。ただし、知らぬこととはいえ、社会保障のことばの創案者は個人としてはイギリスに、公式にはロシアにいたので、エプスタインの自賛は、気の毒ではあっても独り合点の空回りであったことになる。

いくつかの経過をへて形成されたアメリカ社会保障のレヴェルは、実のない名ばかりのものであって、部分的な社会保険と社会事業の便宜的モザイク程度を越えず、過去のヨーロッパ・システムに劣るとみるのが従前の定評であった。しかし、連邦制度と各州制度を総体として計測するとき、その社会費の質量は社会保障成立の前後にわたって、当時の先進諸国にくらべてさほどひけをとってはいないとするピアソン C. Pierson の知見はなかなかに新鮮で説得力をもっている¹⁰⁰⁾。それへの賛否はともあれ、たれしもうべなえるところは、福祉国家の起点になったノルディック諸国の社会改革の波とアメリカで社会保障を誕生させたニューディールの動きとは、前者が社会志向のケインズ政策 social Keynesianism を、後者が事業志向のケインズ政策 commercial Keynesianism を進めたといういささかの差をともないながら、双方とも等しく30年代に襲ってきた失業の恐怖を契機として既往のパラダイムを転換させたことである。とりわけ、新規まきなおしを意味するニューディール¹⁰¹⁾が破ろうとした古い価値観は、私有財産不可侵観を根底にした個人の自由のイデオロギーであり、開拓時代には生新で発展の原動力たりえた所有の自由・財産の権利——サーマン・アーノルド Salmon Arnold のいう「資本主義のフォークロア」を、寡占の時代になってもそのまま押し通そうとする硬直的な思想であった。この建国以来の強力

100) Pierson, *Beyond the Welfare State?*, op. cit., pp.118ff. 邦訳227ページ以下。

101) 蛇足ながら、同じ“まきなおし”といっても、日本語本来のそれが、もういちどあらためて種をまく=蒔きなおしであるのにたいして、米語のニューディールは、ポーカーゲームなどの手札カードの撒きなおしであって、普通それをまったく同一視していることに、わたくしはかすかな違和感をもつ。

な信念に跳ねかえされて、ニューディール期に導入された公共介入の諸政策がつぎつぎうけた違憲判決の反撃をくぐりぬけ、生き延びた政策のひとつが社会保障であって、「社会保障法の果たした全般の福祉にたいする連邦政府権限の憲法解釈上の寄与が、国民の歴史に新しい段階を開いた」¹⁰²⁾と高く評価される所以がある。

社会保障が唐突に中空より出現したのではないのと同様に、その母胎となって一時代を画したニューディール政策も F.D.ローズヴェルトの頭から突然飛びだしたのではないことを教える経緯がある。それなのに、ニューディールは、第2次大戦後、トルーマン Harry S.Truman が再選時に公約したフェアディール *the Fair Deal* に連なるとする記述をときに見うけるのに反して、系統をさかのぼって、F.D.R.の6代前の共和党大統領シオドア(テディ)・ローズヴェルト Theodore Roosevelt ——陽気で活動的なかれのニックネームと母子熊を助けたエピソードにあやかって1902年に売りだされ、翌年にはドイツに競争メーカーのできたテディベアはいまも有力なコレクターズアイテムになっているほど大衆の人気を博していたし、F.D.R.の夫人エレノアは姪であり、F.D.R.自身も遠縁にあたる——その史上最年少の43歳で大統領に昇格した幸運なシオドアが、施政の基本的スローガンとした〈スクエアディール *the Square Deal*〉へと脈絡をたどる者はまれである。

スクエアディール—ニューディール—フェアディール、いずれもそろって“公正な処理”を約束している。この間隔を置き、共和と民主の政党の壁を越え、あきらかに表現までまねて受けつがれていった公正の路線をまず拓いて、私有財産のイデオロギーの横行にとともに歯止めをかける初動を起こしたのは、シオドアのプログレシヴィズム、すなわち、国民一般の福祉を守るため政府の干渉を積極化する国内政治革新運動であった。この国の急速な膨張の要因であったフロンティアが消滅した直後、20世紀を迎えたアメリカ社会は、隆昌を自負すると同時に発展のひずみにも悩みはじめたのであった。そこに生じた社会問題を激しく煽情的に告発した実録や雑誌が当時大いに流行し強い反響を起こした裏には、発言力を増しつつあった都市の中産層が巨大企業の専横にたいして抱いた憤懣と焦燥があった。本来保守的なシオドアは、挑発をこととして建設的でないジャーナリズムの一群をマックレーカー *muckraker*=曝露屋¹⁰³⁾とさげすんで呼びはしたが、それはそれとして、かれ本人は、提起された問題に敏感に反応し解決にあたる倫理感とエネルギーを示して、労使紛争への介入調停、トラスト統制、食品薬剤管理、環境保護など、それまでになかった

102) Schlesinger, Jr., Arthur M., *The Coming of New Deal*, 1959, p.315.

103) 1906年4月の大統領演説に由来する *muckraker* は、堆肥熊手 [muck 厥肥／堆肥+rake熊手] をもって汚物を搔きまわす人=汚職醜聞などを暴きたてる人をいう。おおもとの典拠は『天路歴程／第Ⅱ部』の冒頭に登場して、いつもうつむいて床を耙いている “a man with a muck-rake in his hand” の寓話にある (Bunyan, *Progress, Pt. II, op. cit.* 邦訳第二部 71-72ページ)。

型破りの行動をみせた。広い支持を集めたスクエアディールの政治信条は、1908年労働災害補償制度化のときの「……平生の職業にともなう避けられない災害の重荷が、とうてい負担に堪えられぬ被災者の肩にのしかかってくることは、公正な判断と感情に背いている」¹⁰⁴⁾という大統領の声明に典型的に表れている。要するに、F.D.ローズヴェルトのニューディールは、スケールに大差があったとはいえ、同じく発展の曲がり角に際会したアメリカ社会を建てなおす新政策として、同族のT.ローズヴェルトがスクエアディールによって局部的ながら達成した社会立法=公共介入を、体制動搖の規模に即応して広範に推進しようとした側面を顕著にもつものであった。

VI

新しい思想・文物を摂取しようと苦闘し多くの訳語を編みだした先覚者福澤諭吉は回顧している——「……一文字の不審なるが為に全文の始末に当惑したるは毎々のことなり。……英書中ダイレクト・タキス、インダイレクト・タキス（直接税、間接税の事なり）の語を見て少しも分らず。ダイレクトは直達の義にして、之にインなる打消しを冠すれば不直達の義なり。夫れまでは解す可きなれども、税に直達不直達とは何のことやら種々々の辞書を調べても曾て註解したるものなく、先輩老成の学者に質問しても終に説明を得たることなし。……當時吾々讀書生の不如意推して知る可し」¹⁰⁵⁾。いまではすっかり日常の暮らしに溶けこんでいる社会保障や社会保険もまた、導入期のころは、つい微苦笑を誘われるハプニングをともなって紹介されていた。

1883年にはじまり89年におわったビスマルクの労働保険 die Arbeiterversicherung 三部作=83年疾病・84年労働災害・89年廃疾老齢各保険創設の発端が、1881年11月17日の、のちに「ドイツ帝国社会政策のマグナ・カルタ die “magna charta” der Sozialpolitik des Deutschen Reiches」¹⁰⁶⁾と評価されたヴィルヘルムI世の議会詔書にあったことはいうにおよばない。そして、このドイツ制度の胎動を送達に1箇月かかって日本へ伝えた記事が、明治14（1881）年12月16日の『明治日報』——「11月17日柏林[ベルリン]發 日耳曼巴力門[ゲルマンパラメント=ドイツ議会]ハ開会セリ皇帝ノ開会演説ハ大臣相之ヲ朗読セリ……政府ハ從来ノ会計節減並ニ力役者強迫保険ノ制度ヲ固守セリ而シテ此保険ノ

104) Quoted in Epstein, *Insecurity*, op.cit., p.591.

105) 福澤諭吉「福澤全集緒言」[1897年] 慶應義塾編『福澤諭吉全集／1』1958年, 26-27ページ。

106) Kleeis,Friedrich, *Die Geschichte der sozialen Versicherung in Deutschland*, 1828, S.100.

為メニ力役者ノ有様ハ大ニ改良シテ社会党ノ増進ヲ制限シ得ルナリ」¹⁰⁷⁾であったこともひとまず知られている。ここで、力役者という古色蒼然としたことばが指すものはもちろん労働者であり、強迫保険とは強制保険 die Zwangsversicherung・die Pflichtversicherung／compulsory insurance／assurance obligatorire／assicurazione obligatoriaのことであった。1883年以降のドイツの立法過程の情報も断片にすぎなかつたものの、とぎれとぎれに同じく『明治日報』が、明治16（1883）年12月11日に「職工禍災保険議案」¹⁰⁸⁾、翌17年3月5日には「職工保険」¹⁰⁹⁾と報じていた。

この時期には初耳であったろうタームの和訳が揺れるのは仕方がない。なにしろ労働者をいうのに力役者、工人、職工と落ち着かず、一般に貧民と同視されていた時代であったため、労働保険は貧民保険と呼ばれたりした。強制保険についても、それを強迫と訳すだけでも十分過激な感があるのに、一部では明治の最末年になつても脅迫保険と、刑法では暴力と同列の脅迫の字を充てて迫力を増して論じられることもあった¹¹⁰⁾。このように名称は不安定であったが、明治20年代にはいると、内容がたんなる外国事情解説にとどまらず「今日直に国家保険の法を日本に行ふ可しと主張するに非ざれども予め貧富相違の原因を極め之を防ぐの策を講ぜんこと今より祈る所」¹¹¹⁾であつて、「方今我国にて諸種の製造所か四方に興起するに際し貧民保険の一類なる職工保険の如き一日も其実施を猶予すべからざるに於てをや」¹¹²⁾と、民営ベースの提案とはいえ制度実現の要を説くものも現れた。やがて、身体を動かして仕事をすることの文字表現が力役や労役、労動を離れて、国字の“働”を遺った労働へと移るにつれ、明治26（1893）年の矢野恒太の論文「労働保険」¹¹³⁾をさきがけにして、世紀の変わり目のころより、とくに日露戦争後の産業発達に

107・108・109) 玉木為三郎編『明治大正保険資料』1巻1編6類, 1934年, 明治14年=113ページ, 明治16年=118ページ, 明治17年=121ページ。なお平田富太郎『社会保障研究』1957年, 212ページ以下・佐口卓『日本社会保険制度史』1977年, 6ページ以下参照。

110) 社会政策学会編『労働保険』(社会政策学会論叢第5冊), 1912年, 45ページほか隨所。明治44（1911）年末の第5回学会大会共通論題「労働保険」の主論点は、強制適用の是非と実現時期の遅速であった。報告者の高野岩三郎、桑田熊蔵、粟津清亮の3名は論調に硬軟の差はあれ任意制を支持し、討論参加者のうち、添田寿一、下村宏、神戸正雄、石川文吾、関一（部分的強制）、伊藤万太郎らはおおむね強制論；上田貞次郎、堀江帰一らは慎重論の立場をとったが、討論の発言には強制と脅迫が、たとえば下村「是非寧ろ強制、脅迫すると言ふ位にせぬと……」のように入りまじっていた（粟津、添田、下村ら）。

111) 『時事新報／貧民の保険貯蓄／明治22年1月26日』前掲『明治大正保険資料』1巻1編6類, 1554ページ。近藤文二『社会保険』1948年, 149-50ページ参照。

112) 藤沢利喜太郎『生命保険論』1889年, 182ページ。これは日本最初の生命保険論の専書であった。平田, 前掲『社会保障研究』222-23ページ参照。

113) 矢野恒太「労働保険」『日本』1893年, 4月19日・22日（前掲『明治大正保険資料』2巻1編, 743ページ）。

ともない、労働保険をタイトルにもつ論考が多くつづき¹¹⁴⁾、そのなかに、明治32（1899）年、わずか25ページ12,000字ほどの私家版ブックレットではあったが、わが国で社会保険を考察した最初の専書として窪田静太郎『労働者強制保険』¹¹⁵⁾が著されたことを点景に添えて、明治中後期には制度の呼び名も職工保険／貧民保険を押しのけてとみに労働保険／労働者保険へと収束していった。その勢いを端的に示すケースは、明治44（1911）年12月東京で開かれた第5回社会政策学会の共通論題に「労働保険」が選ばれたことであった。

用語の揺れは、ヨーロッパにもみられる。強制労働保険の母国ドイツでは、むかしの任意制の時代から die Arbeiterversicherung の通称が普及していたし¹¹⁶⁾、同じ語圏のオーストリア＝ハンガリー帝国へはそのまま伝播していったけれど、西方の近隣国の応接は一筋でなくなかなかに屈折していた。労働保険はそれぞれ、仏 assurance des ouvriers／英 workers' (workmen's) insurance／伊 assicurazione degli operai であるが、フランスでは、ビスマルク制度実施のすぐあと、あきらかにそのことに刺激されての反応でありながら、普仏戦争の遺恨もまだ生々しくドイツにたいする根深い敵愾心のゆえか、わざわざ社

114) たとえば、著書に、窪田静太郎『労働者強制保険』1899年、上村耕作『労働保険論』1906年、桑田熊蔵『工場法と労働保険』1909年、森弘之『労働保険論』1911年、社会政策学会編『労働保険』1912年など。論文に、藤尾木蔵「労働保険実施の急務」『保険及海事』1899年、7号。芳川浩「労働保険論」『保険時報』1899年、20–23号。「労働保険の必要と各国の労働保険制度」『保険時報』1900年、43号。藤尾木蔵「労働保険と強制保険」『保険時報』1900年、47号など。著書の部の2番目に挙げた上村の著作は、窪田の小冊子が知られるまで、わが国でいちばん早い関係書とみなされてきたものであった。このほか、外国制度の体系的紹介書に、後藤新平訳『独逸、瑞西、其他歐洲諸國労働保健制度』1897年があるというが詳細不明であり、後藤訳編『瑞西國労働者疾病保険法』1900年もあった。

115) 前注にも挙げた窪田静太郎の『私家版・労働者強制保険』1899年は、かれのほとんど唯一の単行冊子であって、日本社会事業大学編『窪田静太郎論集』1980年の2–11ページに全文収録されている。窪田の『労働者保険』執筆経緯は、つぎのごとくであった——明治28（1895）年、日清戦争派遣軍復員検疫を見事に捌いて内務省衛生局長に返り咲いた後藤新平は、同年の「建設的社會制度」以下、数度にわたり疾病保険案を含む社会政策設立を建議し挫折を重ねてきたが、31年「救濟衛生制度二閥スル意見」を献策した。意見書には「労働者疾病保険法案」〔草案全文：佐口、前掲『日本社会保険制度史』10–13ページ載録〕が添付されていたけれど、この「法案」の実際の立案者が、後藤局長のもとで保健課長を務め、31年初より海外視察中の参考官窪田であった。それを契機に、生涯の後半を社会事業の育成に尽力することになったパイオニア窪田の帰朝直後のいわば視察報告にあたるものが『労働者保険』であった。この小著は、巻頭「労働者強制保険トハ労働者ヲシテ疾病負傷老衰廢疾ノ場合ニ備フル為法律ヲ以テ強制的ニ保険ヲ受ケシムル制度ナリ」と筆を起こし、ドイツ制度の沿革、種類、現状を簡明に整理したのち、各国とも「此制度ノ必要ヲ説クモノ少カラズ。救貧制度ノ問題ハ今ヤ強制保険ニ依テ解釈セラレントスルノ傾向アルガ如シ」と結んでいる（窪田、上掲『論集』11ページ）。

116) Vgl. Brentano, L, *Die Arbeiterversicherung gemäss der heutigen Wirtschaftsordnung*, 1879.

会保険 *assurances sociales* と呼び換えて、以後その表現を堅く立て通した¹¹⁷⁾。しかも、この国を代表する保険学者のひとりであったアモーン G. Hamon にいたっては、ショービニズムの持ち主だったのか、社会保険発想のみなもとを1850年のナポレオンⅢ世 Louis Napoléon の綱領にもとめて¹¹⁸⁾、ひいきの引き倒しをしている。いっそナショナリズムを発揮するのならば、あやふやな皇帝の言動へ無理やりこじつけず、堂々と胸を張って吹聴できる確固たる史実として、18世紀末、みずからの思想に殉じて騒擾の時代を駆け抜けた誇り高い英知の人コンドルセ Marie-Jean-Antoine Nicolas de Caritat, Marquis de Condorcet による雄大な社会保険理念の着想¹¹⁹⁾をこそ顕彰すべきであった。

フランス革命のさなか、ジャコバン党と対立して獄死したジロンド派の理想家コンドルセは、追捕の手の日に日に迫る絶望的な潜伏生活のなかでも、理性の伸長にもとづく社会の進化を確信して疑わず、身辺の暗黒とは正反対のオptyimismにあふれた雄編『人間精神進歩の歴史』を書き遺して、人間性の完成がもたらす理想社会到来に期待をかけ、そこへの接近の経路を探究した。とりわけ見落とせないことは、公正な社会達成の基本条件として、富と所得のかたよりや生活機会のへだたりを除こうと企てたことである。コンドルセの認識では、「社会の最大多数でもっとも活動的な階級をたえず脅かしている困窮や不平等や隸属などの必然的原因」は、大衆が生活の根拠を、自己の労働という「寿命や健康に依存して……いわば一代限りの、むしろ偶然に依存している財産」しかもたないところにあるとされる。それゆえ、打開の途は「偶然をもって偶然を制する」に如かず、「計算を人間の寿命の確率や金銭の投資に応用」し、ライフサイクル変動に応じた所得再分配を図るリスクブーリングを社会的に用意すべきであって、「これが実現されれば腐敗と貧困のつねに発生する源である大多数の家族の周期的没落を救いうる」ので、「本来社会の力という名のもとに作られ、社会の最大福祉のひとつともなりうる」制度に位置づけられていた。それは「公共経済が確率の計算を使用して樹立する保険施設」と定義されていても、固有の名前をつけられてはいないが、詮ずるところ、明白に社会保険を核に据えた福

117) 大林良一『社会保険』1952年、11-12ページ。ここで、大林は「著者の知る限りでは社会保険という用語が初めて用いられたのは、仏蘭西においてである。1900年に同国の保険学者 G. Hamon によって *Les assurances sociales en Europe* が公刊されているが、実際の用例はこれ以前に遡つている。即ちアモンの前著 *Histoire générale de l'assurance*, Paris 1897.の中に数個の用例を見ることが出来る」と指摘し、アモンの『保険通史』にしたがって、1889年の国際会議、1894年の下院調査会、同年の商工省内関係部局設置のさい、それぞれ社会保険のタイトルが遺われた例を引いている。

118) Hamon, *Les assurances sociales en Europe*, op. cit., p.1.

119) 拙稿「コンドルセに学ぶもの」社会保障研究所『季刊社会保障研究』1985年、21巻2号、112-13ページ参考。

祉社会の最初の高らかな提唱にほかならないであろう¹²⁰⁾。

コンドルセが市民社会の揺籃期にあって賃銀システムに内在する不確実性を予見して基本対策に思い描いた確率応用の社会制度の名称として、ドイツ流の労働(者)保険とフランス流の社会保険の甲乙を客観的にくらべると、なによりもことばの外延のもつ広さと一般性の点のみでも社会保険 social insurance／die Sozialversicherung／assurances sociales／assicurazioni sociali がまさっていよう。実際に、制度が拡張され労働者層以外の諸階層包摶が政策課題にのぼるころには、フランスに近い諸国はもとより、労働者保険と社会保険のあいだをよろめき、国営保険 state insurance、国民保険 national insurance なども織りまして旗幟鮮明でなかったイギリスも、学術用語を中心に社会保険を遣うようになった。形勢が変わって今度抵抗したのはドイツであって、素直に社会保険に転換せず、20世紀になっても法制上は国営保険 die Reichsversicherung と総称していた。この国で「社会保険」……の用語の出現の甚だしく遅れたことは奇異といわねばならぬ。強いて解釈すれば、当時の経済学・政策学の大家が挙つて“労働者保険”を用いていたので、新進の学徒も敢えて仏蘭西の産物である“社会保険”を輸入することを憚つたものと見るべきであろう。Brentano の弟子 Zahn は1915年になつて *Wirkung der deutschen Sozialversicherung* を恩師の古稀の祝に獻じて公然と社会保険を用いることが出来た。而して第1次大戦後はもはや労働者保険を用いるものはなくなつた」¹²¹⁾。

この海外の趨勢は毎度の例にもれず日本に伝染する。明治43（1910）年の戸塚巻藏編『独逸社会的保険綱要』や通信省郵便貯金局が編んだ翻訳資料『社会保険』に早い用例がみられ、また「大正5〔1916〕年には堀川美哉『社会保険論』があるけれども、社会保険の用語が一般的になつたのは、大正末期（1920年代以後）である」¹²²⁾。試みに大正末年刊の『社会問題辞典』の“社会保険”を引いてみると「……我国ではこれを労働保険と呼んでゐる。これは西洋でも初めは労働保険と呼ばれてゐたものであるが……近來は社会保険と言はれる事となつたのである。……故に之を社会保険と云ふも、労働保険と呼ぶも結局何等の相違もないわけである。本書では之を我が國に於ける一般的称呼に従つて、労働保険と呼ぶ事とする」¹²³⁾とあって、なお旧名にこだわりを残しつつ、ことばの交代期

120) Condorcet, Marquis de, *Esquisse d'un tableau historique des progrès de l'esprit humain*, 1793-94, Periode X. 前川貞次郎訳『人間精神進歩の歴史』〔角川文庫〕1966年, 231-33, 208ページ——前川訳は原典の「総説」部分のみである。量の多い「断章」を含んで、前者を上、後者を下に分けた全訳に渡辺誠訳の『人間精神進歩史』〔岩波文庫〕第一部・第二部, 1951年があるけれども、訳文の水準は一長一短であるから、引用はおもに、わたくしの読み慣れた前川訳に拠った。

121) 大林, 前掲『社会保険』13ページ。

122) 『同上』15ページ。

123) 高畠素之『社会問題辞典』1925年, 611ページ。

であることを告げている。このとき、日本で社会保険のターム浸透に強く作用したところは、なんといっても大戦後の社会情勢変化を映した大正11（1922）年4月の健康保険法公布であった。その法案審議にあたり5箇月の短期間で答申をだした農商務相の諮問機関の名は労働保険調査会であったが、労働行政一元化と健保施行準備のため、同年11月内務省に新設された外局の名は社会局とされた。さらに、農商務省官制の管掌事項に「労働保険二関スル事項」とあったものが、社会局官制では「社会保険二関スル事項」とあらためられて「これ以来“社会保険”なる用語が法令用語として用いられるようになったことが注目される」¹²⁴⁾。

もう一点「注目される」ことは、用語＝社会保険の日本波及スピードの意外なろさである。勘ぐると、これもまた例によって例のごとく〈社会〉をめぐる偏見がブレーキをかけていたのではないかと推測される。具体例を、厚生行政の先導者「開明官僚」窪田静太郎の周辺に拾っても数件の事例が挙げられる¹²⁵⁾——例1＝古くは、日本初の総合的経済学会が明治29（1896）年に設立され、翌年、社会政策学会と命名されて有力な学者を網羅し活発に活動していたが、「当時は社会政策と云ひ社会政策学会と云ふものは、社会主义を遵奉するものではないかと云ふ疑を世間に抱かれて……おそまきながら〔設立後数年たって〕学会趣意書を発表……“余輩は放任主義に反対す……余輩は又社会主义に反対す”」と弁明に努めたこと、例2＝明治後期、中央社会事業協会機関誌名が『慈善』—『社会と救済』—『社会事業』と変更を重ねたわけは「思想の変遷に伴って改名させられた」こと、例3＝「後藤[新平]さんが社会衛生と言ふ本を書かれた時も社会と言ふ字は面白くないと当局が注意した」こと、例4＝大正のおわりになっても「社会課とか社会局と言って居るけれども、社会事業に関する事務が内務省で独立して一課になるとき社会と言ふ字は面白くないから救済課にせよと言った」こと、例5＝「三上博士がソシオロジイを社会学と訳されたところが世態学とせよと当局から注意があった」こと——これらはけっして特異な状況ではない。明治8（1875）年の用語誕生このかた、昭和20（1945）年まで、〈社会〉¹²⁶⁾にたいする生理的に近い過剰な拒否反応は、日本の衆論のなかで明治大正昭和の3代70箇年変わらず高く低く響いてきたバッソコンティヌオであって、しばしば亢進して、すで

124) 厚生省医務局編『医制百年史／記述編』1976年、222ページ。

125) 例1：窪田静太郎「我国に於ける社会事業統制機関」1928年、前掲『斯論集』464ページ。例2～5：「窪田静太郎氏を中心とする座談会」1932年、『斯論集』496ページ。ただし、2＝窪田発言／3＝社会局社会部長富田愛次郎発言／4＝窪田発言／5＝富田発言（なお、この座談会で、窪田は例1とまったく同じことをふたたび述べて、社会政策学会々員であることの釈明のために、内相末松謙澄を私邸に訪れ了解をえたことも繰り返している）。

126) 前節I注3参照。

に述べた厚生省のネーミング騒ぎのような俄か狂言を演じてきた。揚句には、労働も嫌わ
れて労務や勤労といい換え、とどのつまり労働者を産業戦士などと空名を弄しておだてる
ていたらくをみせたのは、さして遠いときのことではない。このような不条理で粗野なエ
ートスが社会保険ということばの自然なひろがりをなにほどにか抑えはしなかったろうか。

旧時の社会保険定着過程のことばかりではなく、僅々半世紀まえの日本の現行憲法成立
のプロセスでも、社会保障がひと悶着起こしている。なにごとによらず新陳代謝は多少の
摩擦なしではすまされないが、別して前提条件や準備に不足のあるとき思わぬところに思
わぬ混乱を生じてしまう。昭和21（1946）年3月、占領軍総司令官の命により、だしぬ
けに政府の発表した『憲法改正案要綱』の第23項には「法律ハ有ラユル生活分野ニ於テ
社会ノ福祉及安寧、公衆衛生、自由、正義竝ニ民主主義ノ向上発展ノ為ニ立案セラルベキ
コト」とあり、それを条文化して4月に公表された『憲法改正草案』では、「法律は、す
べての生活分野について社会の福祉及び安寧並びに公衆衛生の向上及び増進のために立案
されなければならない」となっていた。同時に並行しておおやけにされた英文の対応する箇所は、“In all spheres of life, laws shall be designed for the promotion and extention
of social welfare and security, and of public health.”であった。

誤解は“社会の安寧”のところで偶発した。今日の常識をもって眺めれば、social
welfare and security のフレーズは、つづいて public health とならんでいるのだから、
たれでも社会福祉および社会保障とうけどるだろうし、両者をことさらに分けて等位の接
続詞で結んであることにアメリカ臭を感じる人も少なくないはずである。ところが、社会
保障がまだまだ聞き慣れないことばであったころのこととて、security を安寧と置いてし
まったため、てっきり security measures=保安対策とか security police=秘密警察の方
向を指すと早合点した一部の人々がよろこび安堵したという少々できすぎた逸話が伝わっ
ている。とにかく当の日本政府は安寧を治安に傾いて理解していたのは事実であった¹²⁷⁾。
こうしたもつれの火種がすっかり消されて本来の社会保障へ復帰したのは、『改正草案』
が字句をととのえて、問題の箇所「社会の福祉及び安寧」の一句が「社会の福祉、生活の
保障」にあらためられ衆議院に上程されたのち、さらなる修正をうけたときであった。生
活の保障というどこか歯切れの悪い表現をストレートに社会保障と入れかえた功労は、憲
法改正の担当国務大臣金森徳次郎と社会党の憲法改正問題代表森戸辰男に帰され¹²⁸⁾、片
や金森は昭和21（1946）年春発足した厚生省社会保険調査会の会長、片や森戸はその
委員につらなっていたから social security を社会保障と呼ぶことも、その意味も一往わ

127・128) 近藤文二『日本の社会保障の歴史』1974年、64-67ページ。

かっていたという背景があった¹²⁹⁾。

現行憲法第25条が、国民の生存権と国の社会保障的義務を明示した万人周知の条項として「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。 All people shall have the right to maintain the minimum standards of wholesome and cultured living. In all spheres of life, the State shall use its endeavors for the promotion and extension of social welfare and security, and of public health.」であることは言を俟たない。この正文と如上の総司令部指針以来の草案を対照すると、かなり大きな追加点と修正点がみえてくる。

それにかんしては、いまでは社会民主党の名のもとに凋落の坂を転がっているが、かつては勢力の強さを恃んでいた社会党の功罪を挙げないわけにはいかない。社会党には、わざとでも社会保障にかかわる憲法改正にあたって目にみえる手柄と隠れた過ちがあった¹³⁰⁾。最大の功業は、アメリカ的原案には気配もなかったナショナル・ミニマム理念をあらたに加えさせたことであり、戦後ただちに発起されたベヴァリッジ研究を直接吸収した社会党の主張のきらやか成果であった。これにつぐ功績は、当時の憲法論争のなかでは、憲法研究会の『憲法草案要綱』も共産党の『新憲法案』も社会保険としか述べていなかつたとき、〈社会保障〉を明確に認識し条文に確定させたことである。細かくいうと、条文後半の主語、したがって責任の所在を法律=立法から国=行政に移したことも功のひとつである。これにたいして、社会党の油断は、文末の「努めなければならない」にあった。「しなければならない」と「努めなければならない」のあいだの落差は案外に大きく重かった。昭和21(1946)年9月の貴族院帝国憲法改正草案特別委員会で、牧野英一の質問に答えて國務相河合良成 はいう——「修正ノ25条デゴザイマスガ、……ソレデ権利ノ意味ハ、矢張リ国家ガ維持サセルコトニ付テ、法律上ノ義務ヲ持ツテ居ルモノダト云フ所迄ハ、ドウシテモ行カナイト云フ風ニ私ハ思ツテ居リマス、……実質的ニ、ドウシテモ国家ハソレニ努メル最大ノ努力ヲ為スノダト云フコトヨリ外ニ、ヤリ様ガナカラウ……」¹³¹⁾と。こうしてせっかくの生存権以下の達成は、たんに努力義務の対象にとどまることになった。

129) 本稿Ⅲ節末尾参照。日本経済新聞のシリーズ企画「私の履歴書」のなかで、金森と森戸はそれぞれ憲法に社会保障を採りいれた事情を証言していた記憶があるが、その資料が手元にないので未確認であり、後考にゆずる。

130・131) 近藤、前掲『社会保障の歴史』69-70ページ。なお、昭和30(1955)年晚夏、健康保険赤字対策を練った七人委員会の作業合宿の合間に、今井一男、近藤、高橋長太郎、平田富太郎の諸先生が、たまたま現場周辺に居合わせること多かったわたくしに、こもごも日本社会保障創成にまつわるエピソードなどを教示されたことがあった。

思えば、社会保障が耳新しい外来語であった憲法論議の往時にはじまり、それが社会経済政策の主眼目に定在的に組みこまれ、負担の過大をおりふし批判される現況まで、短いとも長いともいえる時が流れている。このあいだの社会保障への理解と期待の深まりは当然いちじるしいが、ときどきの社会保障認知レベルを手軽に測る尺度として、照応する段階ごとの事典類を検索し比較する方法が便宜的に利用できるであろう。いま座右にある数点を披くと、辞書・事典がけっして十全無欠のものでありえないことは重々承知してもなお、権威ある事典にしてなんとこれはとあきれるようなことが臆面もなく記されて、そのうえ困ったことに、ときにまえの誤りをけじめなく他が引きつき、一犬形に吠ゆれば百犬声に吠ゆのたとえを地でいっていることが知られる。

つねひごろわたくしも頼りにして常用している『岩波・西洋人名辞典』「W.H.ベヴァリッジ」の項には大小3箇所もの間違いがある¹³²⁾。小さい方からみると、ベヴァリッジは1941年労働次官になり、44–45年労働党所属下院議員であったとされているが、正しくは、第1に、かれは次官ではなく、the Under-Secretary of the Military Service Department of the Labour Ministry、つまり労働省衛兵局長であった。under-secretaryはアメリカでは次官であろうが、イギリスでは政務次官を parliamentary secretary、事務次官を permanent secretaryといい、under-secretaryが事務次官の下位者であることは、ごく普通の小型英和辞典でもわかるところで、ここの失態はなまかじりのせいである。第2に、かれは自由党に所属し補欠選挙で当選したのであって、次期の総選挙では保守と労働の対立候補にはさまれて落選している。その誤認はたぶん思いこみによる原資料の誤読であろう。これらを抽きんでてはるかな傑作は、かれを〈社会保険および“連合国戦時勤労”委員会〉議長に任じた第3の大きな錯誤である。むろんベヴァリッジは〈社会保険および“関連事業”委員会〉の単独責任者であった。この誤謬は、関連事業=Allied Servicesを誤訳したことによっている。その破綻の筋を推し量ると、alliedを戦中戦後頻出した連

132) 『岩波・西洋人名辞典』〔初版〕1956年／〔増訂版〕1981年、いずれも1291ページ。ついでに指摘すると、ベヴァリッジの次項の「ベヴァン」にもどっちつかずの記事がある。かれは「劃期的な社会保健政策を実施した」となっているが、原資料では the National Health Service とされていたと思われる。国民保健サービス／国民保健事業の定説をまさか知らぬとは思ないので、分かりやすさを優先しての苦肉の策と理解したいが、それなら医療国営化／社会化とでもするか、あるいは、徹底して医療保障制度と意訳する方がはっきりしたであろう。もっとも一般の英和辞典の多くのように国民健康保険制度とするよりはややましあろうか。——ところで、新旧の『岩波人名事典』が犯している3点の誤りに対応する正しいベヴァリッジの経歴は、それぞれ順に、cf. Beveridge, *Autobiography*, op. cit., p.279, p.339 and 348–49, p. 296ff. 邦訳354ページ, 429 および440ページ, 377ページ以下参照。

合国軍 the Allied Forces などのそれと決めこみ、service は勤務／軍務だからと安易に結合して、連合国戦時勤労なるえたいの知れぬものをこねあげたらしい。『岩波人名辞典』が世にでたのは1950年代もなかばで、ベヴァリッジの名声や業績は十分知れわっていた時分であり、「最適の執筆者を求め、最近の資料に従って」と序文に公言している以上、杜撰をいいわけする余地はない。遺憾なことに、いかにもいかがわしい岩波辞令は、25年後の増訂版で一字も直されていず、新旧の序にうたう「今後の補正」「後日の補正」がそらぞらしく踊っている。もっと惨めなのは『コンサイス外国人名辞典』である。そこでは、岩波辞令を鵜呑みにして——それもベヴァリッジ委員会の訳名の正しい前半を省き、誤った後半を、勤労を労働に変えるナンセンスな小細工を加えつつ引き写して——「労働次官・連合国戦時労働委員会議長を歴任」させ、おまけに「労働党内閣のもとで……〈ベヴァリッジ報告〉を作成した」と恥の上塗りをして、はしがきの宣告どおり「本辞典はきわめてユニークな特色をもつ」ものに仕上げている¹³³⁾。もとよりベヴァリッジ報告は戦時連立内閣のもとで作成されたのである。わずかな救いは、同じ岩波が近年翻訳出版した別系統の『世界人名辞典』では、ベヴァリッジ委員会を曖昧ながら当時の別称であった「関係省庁間委員会」とし、国会議員出馬のときの所属も自由党と記していることである¹³⁴⁾。

50年代ですらこの粗放さであって、いまだにそれがまかり通っているいるのだから、それ以前の事典類における情けなさは推して知られる。これらはみな、ともかくも専家が筆を執り、したがって、各段階での社会保険／社会保障把握程度を反映しているはずである。ここで視座によって異なるいちいちの内容を糺すわずらわしさを避けて、概念理解度を眺める簡便な代理指標として掲載項目に付記された該当外国語¹³⁵⁾——おおむね英独仏3箇国語表示——の正否だけを一瞥しても、social security を治安維持と誤解した粗忽者や岩波辞令捏造者を嗤えない惨状がさらされてくる。

辞典／事典の種類がわたくしの専攻領域のせいで経済にかたよる欠陥と、また手持ちの少数例にかぎられる恣意性をともなうけれども、中型以下のものと、掲出外国語が英語单一か皆無のものとを除外し、時代順にならべて理解の進みぐあいを探ると——

〈50年代グループの5点〉

- 1) 1951年の『岩波・経済学小辞典』¹³⁶⁾——小辞典と称していても質量は中辞典——
の「社会保険・社会保障」は、社会保険には英独仏語（仏のスペル assurance

133) 『コンサイス外国人名辞典』〔改訂版〕1985年（初版1976年），800ページ。

134) 『岩波=ケンブリッジ・世界人名辞典』1997年，934–35ページ。

135) 〈労働保険〉の英独仏伊4箇国語は本稿前VI節のはじめ、〈社会保険〉のそれは同VI節のなかほど、〈社会保障〉のそれはV節冒頭に列挙してある。

136) 大坂市立大学経済研究所編『岩波・経済学小辞典』1951年，495ページ。

sociale には疵があり、精しくは *assurances sociales* である) を添えるが、社会保障は英語掲示のみで逃げている。いかにも当時の辞典らしい安易さである。

2) 1954年『平凡社・経済学事典』¹³⁷⁾「社会保険」英独仏語とも正しく;「社会保障」英仏=正、独 *soziale Sicherung*=努力は認めるが不正確、正しくは *soziale Sicherheit*。

3) 同54年『平凡社・政治学事典』¹³⁸⁾「社会保険」英独=正、仏=1と同じ疵あり;「社会保障制度」英=正、独=誤(独語の社会保険の借用で糊塗)、仏=無視——2と3は『これは便利だ』以来百科事典で名を売った出版社の同じ企画シリーズのものだから、クロスチェックすれば少なくとも2の水準を確保できたろう。

4) 1955年『東洋経済・経済学大辞典』¹³⁹⁾「社会保険」英独仏=正;「社会保障」英仏=正、独=2と同様不正確。

5) 1958年『有斐閣・社会学辞典』¹⁴⁰⁾「社会保険」項目なし;「社会保障」英=正、独仏=誤——50年代グループの掉尾を飾るこの有力辞典は、実に華やかな芸当を繰りひろげて、どうせ誤るのならばといわんばかりに、社会保障の英語は正当に示しても、独語には得手勝手に *Sozialfürsorge*=社会扶助／公的扶助を流用し、仏語は気隨気便に *assurances sociales*=社会保険を転用するという、三者三様の多彩な変化を趣向して無類の芸の細かさをみせている。

〈60年代グループの5点〉

6) 1962年『有斐閣・保険辞典』¹⁴¹⁾「社会保険」英独=正、仏=疵あり;「社会保障」英独仏=正——この辞典がはじめて社会保障の3箇国語を正確に表記して、仏語社会保険の瑕瑾さえなければ唯一パーカクトの偉功をたてたところであった。

7) 1962年『保険研究所・保険辞典』¹⁴²⁾「社会保険」英独=正、仏=疵あり;「社会保障」項目なし。

8) 1965年『岩波・経済学辞典』¹⁴³⁾「社会保険」英独=正、仏=疵あり;「社会保障」英=正、独 仏=社会保険の混用(ただし仏疵あり)——この特色は項目によって

137) 『平凡社・経済学事典』1954年, 894, 895ページ。

138) 『平凡社・政治学事典』1954年, 607, 608ページ。

139) 『東洋経済・経済学大辞典/II』1955年, 52, 51ページ。これには社会保険の部門別=健康保険・厚生年金保険・労働者災害補償保険・失業保険について、英独仏語訳が付されているが(53ページ)、かなりあやふやな箇所がある。

140) 『有斐閣・社会学辞典』1958年, 403ページ。

141) 『有斐閣・保険辞典』1962年, 245, 247ページ。

142) 『保険研究所・保険辞典』1962年, 374ページ。

143) 大坂市立大学経済研究所編『岩波・経済学辞典』1965年, 568, 569ページ。

気まぐれに露語をくわえてあるところで、社会保険には露語を欠くけれど、社会保障には正しく *sotsialinoe obespechenie* とある。ちなみに露語の社会保険は *sotsialinoe strakhovanie* である。

9) 1967年『有斐閣・新版／新法律学辞典』¹⁴⁴⁾「社会保険」独=正、英仏=無視；「社会保障」英仏=正、独=不正確。

10) 1969年『鹿島・社会科学大事典』¹⁴⁵⁾「社会保険」英独=正、仏=疵あり；「社会保障」英独仏=正——6には後れたが同等の高い線を保っている。

〈70年代以降のグループ2点〉

11) 1975年『東洋経済・改訂新版／体系経済学辞典』¹⁴⁶⁾「社会保険」英独仏=正；「社会保障」英=正、独仏=無視——社会保障の参考文献に仏書が引いてあり、きちんと仏原名を記してあるが、筆者にとって独語不明のためバランスをとめて英名表示だけにとどめたのだろうか。しかし、同出版社の20年前の4をチェックすればかなりのことがわかったであろう。

12) 1987年『弘文堂・社会学事典』¹⁴⁷⁾「社会保険」項目なし；「社会保障」英仏=正、独=誤——この時期におよんでも社会保障の独語を *Sozialfürsorge*=公的扶助と誤用していることは、利用者にとっては油断ならず、執筆者については怠慢のそしりをまぬがれまい。

中辞典の規模を上回る相当の量を備えていても、立項したヘッドワードに外国語付記を用意していない辞典は、日本の現状のなかでは、あえていうと用語の平板な説明や制度の実用的な解説にねらいをつけたものが多く、その傾向は、いわゆる社会保険事典／社会保障事典／労働事典に強くみられ、上記の比較対象からこの方面の事典がそろって外れてしまつたことはやむをえなかった。この分野のもうひとつ弱点は、時期をさかのぼるほど編集視点に党派性を帯びたものが増えてくることであつて、それだけ客観的利用の足かせになってきた。ただし、かたちは小型に属する1974年『社会福祉辞典』¹⁴⁸⁾のように、「社会保険」と「社会保障」に添えられた英独仏用語の正確度は水準以上の一『福祉辞典』は惜しいことに前者の仏はやや甘く、後者の仏には誤植がある——仕事も少なくないことを分野の名誉のために一言しておこう。

144) 『有斐閣・新版／新法律学辞典』1967年〔旧版1952年〕, 556, 557ページ。

145) 斯委員会編『社会科学大事典／9』1969年, 389, 394ページ。

146) 『東洋経済・体系経済学辞典』〔改訂新版〕1975年, 731, 219ページ。この旧版は1948年発行であつて、本来ここに列挙した辞典では最早期のものであったが、旧版を紛失したため、新旧比較ができない。

147) 『弘文堂・社会学事典』1987年, 424ページ。

148) 『誠信書房・社会福祉辞典』1974年, 165, 167ページ。

総じて、上記12種を通観して指摘できる点は、社会保険への英独仏用語付記の安定性と、社会保障のはあいの英用語を除く混迷ぶりであり、とくに社会保障の独語の動搖が目だっている¹⁴⁹⁾。こうして頼るべき辞典の頼りなさをみせつけているが、それが落ち着きはじめるのはようやく60年代後半にはいってからであって、社会保険と社会保障とのことばの歴史の差に解消できないところを残しているように思われる。常用の基礎タームを、専家が高い国際性をもつ代表的な外語に満足に還元できないような社会保障概念定着度の鈍さと浅さが、現在の社会保障議論にみられるかまびすしさの割に、あるいはそうだからこそ、レインジの狭い利害論や直線的な費用論・効果論の空疎な自己満足をもたらしていることと通底していなければさいわいである。

社会制度として実在し発展している社会保険や社会保障の理念は、基本的にはそれが展開しているフィールドである社会経済関係に制約され規定されるのであって、それゆえに流動性をもっている。このような事情のもとでは、語源的意味はよしんば概念形成のベースをなすにしても第2義的・第3義的比重しか占めえない。とはいっても、根源がみな外来語であるこれらの術語が、どの程度に的確にもともとの字義を捉えて邦語に移されているかは、おのずから別の問題である。そこで、ことばの由来のもっとも深いところから尋ねてみると、まず保障 *security* について、*secure* の語源は、ラテン語の不安な状態 *cure* からの離脱とか解放とか *se* に發して、それが *secur* (us) = *carefree* であるかぎり、けっして *guarantee* ではないことは、高橋教授の主張されているとおりである¹⁵⁰⁾。また保険 *insurance* にかんして、*insure* のおおもとは、*secure* と同根で、安固な状態 *sure* に置くとかならせるとか *en/in* のことである。

このような *security* や *insurance* が、漢字文化の育てた保険や保障と結びついてゆくには、それなりの条件がなければならない。流入してくる近代社会システムのすべてが新奇であり驚嘆の的であった幕末の慶應3(1867)年、*insurance* に充てられた最初の邦訳語は「災難請合」¹⁵¹⁾であったが、ポストオフィスを飛脚場、ブックキーピングを帳合と

149) ドイツ語の関係用語の頼りなさは一般の小型辞書も同断であって、出版が新しく100版もの増刷を重ねて流布している『三修社・現代和独辞典』のごときは、社会保険を検索すると「社会」の小項目に die Sozialversicherung とあり、社会保障を引くと同じ「社会」項目中の2行うしろに怖めず臆せず die Sozialversicherung と厚かましく反復している。一方、『同・独和』には、Soziale Sicherheit=社会保障はまったく拾われていない。1996年初版の『研究社・独和中辞典』も、状況は同様である。

150) 高橋長太郎「社会保障の転換」『経済研究』16巻3号、1965年7月。

151) 福澤諭吉「西洋旅案内／附録」[1867年] 前掲『全集／2』1959年、164-67ページ。このとき、生命保険=人の生涯を請合ふ事、火災保険=火災請合、海上保険=海上請合と訳された。なお、慶應2(1866)年の再渡米後、仙台藩へ提出された書籍購入勘定書に「保険料」という記入があるが、福澤のものか後人のものか存疑とされている(同『全集／2・後記』673ページ)。

したときと同様「余り俗に過ぎたる故か今日世に行はるゝを見ず」¹⁵²⁾におわっている。では、明治10（1877）年、第一国立銀行が同行扱いの荷為替に「海上保険受合」を認可されたときまでの間、保険の訳語はたれがいつ遣いはじめたのか——わかっていることは、保険が、銀行、幾何、代数などと同じく、中国で、古くよりある成語を華語の翻訳語として活用していたものを日本へ移入したことであって、ちょうど日本で、郵便、哲学、演説、美術などが造語されて中国に移出されたのと反対の関係にあった¹⁵³⁾。

そもそも〈保険〉の本来の意味は、保がかかるまもる・小城の義をもち、險がけわしいところ・要害の地の義だから、合して“要害の地をまもり保つ”ことである——『魏志／鄭渾伝』「保険自守 此示弱也 險を保ちて自ら守るは 此れ弱きを示すなり」¹⁵⁴⁾。つぎに〈保障〉の保は堡に通じてとりでの意であることは同じ、障はさえぎりへだてる・塞上の要所に築いたとりでの意であって、全体では“城塞”となる——『左氏伝／定公十二年』「成孟氏之保障也 無成是無孟氏也 成の地は孟氏の保障なり 成無くして是れ孟氏無きなり」とある¹⁵⁵⁾。さらに〈保障〉には、減税して民生を増す政治という意味もある——『国語十五／晋語九』「尹鐸……請曰 以為繭糸乎 抑為保障乎 簡子曰 保障哉 尹鐸損其戸数 尹鐸……請いて曰く 以て繭糸を為さんか そもそも保障を為さんか 簡子曰く 保障なるかな 尹鐸其の戸数を損す」。つまり、繭から糸をとるように税をしぶりとするか、それとも危急に備える要塞にするかの問いに、要塞だと答えたので、戸数=課税対象数を減らし、領民の生活向上に努めたのである¹⁵⁶⁾。

こうして、保険と保障は、要害に築もありあるいは要塞を築いて、ともに災厄に対して防御の備えをする点では等しい。近代のはじめ中国でインシュアランスに保険を充てたのは至極もっともであったし、のちに、セキュリティの訳語として、革命の最中のレーニンの試行制度名に応接したとは考えにくいから、戦間期のアメリカで social security の用語が普及したとき、保険とも平仄を合わせてバランスがとれ、しかも厚生増大の語義をも含んだ保障という成語を見事に転義させて、60余年前の日本において、いちはやくセキュリティに保障の適訳を振られた先学はどうなたであろうか。

(本学副学長・人間福祉学科長)

152) 福澤「全集緒言」前掲『全集／1』10ページ。

153) 広田、前掲『訳語考』307-10ページ。

154・155) 『諸橋・大漢和辞典／2・11』。

156) 『晋語』の保障の由来はわかりにくい。その点、稗史である『春秋列国志伝』の方がくわしい。長くなるが、いま元禄16（1703）年刊の清地以立の和訳『通俗列国志／九』によって、〈保障〉の故事をみよう——「保障せんか、抑々亦繭糸せんか……保障はすなはち、刑を輕し、税を減じ、百姓の家給をして足しめば、仮令國に急難あるとも、民戦ひ守る事を知て、以て我が保障とならん、又繭糸は刑を繁し、斂事を重し、百姓を残ひ苦む、國に大難あるときは、民亡財竭て、晋陽空虚となつて、糸を抽の繭の如ん」とある。